

『河東記』訳注稿（六）

赤井益久 岡田充博 澤崎久和

第六話 呂群（卷一百四十四・徵應十・人臣咎懲）

【全文】

唐進士呂群。元和十一年下第游蜀。性麤褊不容物。僕使者未嘗不切齒恨之。時過褒斜未半。所使多逃去。唯有一廝養。群意悽悽。行次一山嶺。復歇鞍放馬。策杖尋逕。不覺數里。見杉松甚茂。臨溪架水。有一草堂。境頗幽邃。似道士所居。但不見人。復入後齋。有新穿土坑。長可容身。其深數尺。中植一長刀。傍置二刀。又於坑傍壁上。大書云兩口加一口。卽成獸矣。群意謂術士厭勝之所。亦不爲異。卽去二里。問樵人。向之所見者。

誰氏所處。樵人曰。近並無此處。因復窺之。則不見矣。後所到衆會之所。必先訪其事。或解曰。兩口君之姓也。加一口品字也。三刀州字。亦象也。君後位至刺史二千石矣。群心然之。行至劔南界。計州郡所獲百千。遂於成都買奴馬服用。行李復泰矣。成都人有曰南豎者。凶猾無狀。貨久不售。群則以二十緡易之。既而鞭撻毀罵。奴不堪命。遂與其傭保潛有戕殺之心。而伺便未發耳。群至漢州。縣令爲群致酒宴。時群新製一綠綾裘。甚華潔。縣令方燃蠟炬。將上於臺。蠟淚數滴。汚群裘上。縣令戲曰。僕且拉君此裘。群曰。拉則爲盜矣。復至眉州。留十餘日。冬至之夕。逗宿眉西之正見寺。其下且欲害之。適遇院僧有老病將終。侍燭不絕。其計不行。群此夜忽不樂。乃於東壁題詩二篇。其一曰。路行三蜀盡。身及一陽生。賴有殘燈火。相依坐到明。其二

曰。社後辭巢燕。霜前別蒂蓬。願爲蝴蝶夢。飛去甯關中。題訖。吟諷久之。數行淚下。明日冬至。抵彭山縣。縣令訪群。群形貌索然。謂縣令曰。某殆將死乎。意緒不堪。寥落之甚。縣令曰。聞君有刺史三品之說。足得自寬也。縣令卽爲置酒、極歡。至三更。群大醉。昇歸館中。凶奴等已於群所寢牀下。穿一坑。如群之大。深數尺。群至。則昇置坑中。斷其首。又以群所攜劍。當心釘之。覆以土訖。各乘服所有衣裝鞍馬而去。後月餘日。奴黨至成都。貨鬻衣物略盡。有一人分得綠裘。徑將北歸。却至漢州街中鬻之。適遇縣令偶出見之。識其燭淚所污。擒而問焉。卽皆承伏。時丞相李夷簡鎮西蜀。盡捕得其賊。乃發群死處。於褒中所見、如影響焉。出河東記

【原文】 1

唐進士呂群①、元和十一年下第游蜀。性麤褊②不容物、僕使者未嘗不切齒恨之。時過褒斜未半、所使多逃去、唯有一廝養。群意悽悽。行次一山嶺、復歇鞍放馬。策杖尋逕、不覺數里、見杉松甚③茂、臨溪架水。有一草堂。境頗幽邃、似道士所居、但不見人。復入後齋、有新穿土坑、長可容身、其深數尺、中植④一長刀、傍置二刀。又⑤於坑傍壁上、大書云兩口加一口、卽成獸矣。群意謂術士厭勝之所、亦不爲異。卽去一二里。問樵人。向之所見者、誰氏所處。樵人曰、近並無此處。因復窺之、則不

見矣。後所到衆會之所、必先訪其事。或解曰、兩口君之姓也。加一口品字也。三刀州字、亦象也。君後位至刺史二千石矣。群心然之。行至劔南界、計州⑥郡所獲百千、遂於成都買奴馬服用、行李復泰矣。

【訓読】 1

唐の進士呂群、元和十一年下第し蜀に遊ぶ。性粗褊にして物を容れず、僕使せし者未だ嘗て切齒して之を恨まずんばあらず。時に褒斜を過ぎること未だ半ばならずして、使ひし所多く逃れ去り、唯だ一廝養有るのみ。群が意悽悽たり。行きて一山嶺に次り、復た鞍を歇め馬を放つ。杖を策つきて逕を尋ね、覺えず數里にして、杉松の甚だ茂り、溪に臨み水に架して、一草堂有るを見る。境は頗る幽邃にして道士の居る所に似たるも、但だ人を見ず。復た後齋に入れば、新たに穿ちし土坑の長さ身を容るるばかりにして、其の深さ數尺、中に一長刀を植て、傍に二刀を置く有り。又坑傍の壁上に大書して云ふ、「兩口に一口を加ふれば、即ち獸と成らん」と。群が意謂へらく術士の厭勝の所ならんと、亦た異と爲さず。即ち去ること一二里にして、樵人に問ふ。「向の見し所の者は、誰が氏の処る所ぞ」と。樵人曰く、「近きに並びに此の処無し」と。因りて復た之を窺へば、則ち見えず。後到る所の衆會の所に、必ず先づ其の事を訪ふ。或ひと解きて曰く、「兩口とは、君の姓なり。一口を加ふれば、

品字なり。三刀は、州字ならん。亦た象なり。君後に位は刺史二千石に至らん」と。群心に之を然りとす。行きて劍南の界に至る、州郡の獲る所を計りて百千なれば、遂に成都に於いて奴馬服用を買ひ、行李復た泰し。

【訳】 1

唐の進士科受験資格をもつ呂群は、元和十一年に科挙に下第したので蜀に出かけることにした。もともと気性が粗野で他人と折り合いが悪く狷介であつた。仕える下僕らもみなその振る舞いを恨んでいた。おりしも褒斜ほうやの山道を半分も行かぬ間に、下僕らは一人を残してみな逃げ去ってしまった。呂は落胆し、ある山の峰のところで鞍を解き馬を休めた。呂は杖を頼りに小道を尋ね、気がつかぬうちに数里を行くと、杉や松が繁茂し、谷に臨み川に架かる粗末な家が見えた。ひっそりとして目立たず、あたかも道士の住まいのようであつたが、辺りに人はいなかつた。後ろの建物に入ってみると、一人の人間が入れるほどの深さ数尺ばかりの穴が掘られたばかりの状態であつた。中には、一振りの長刀が立てられ、そばには二振りの刀が置かれていた。そのうえ穴の近くの壁には、『両口に一口を加えたならば、ただちに獣とならん』と大書されていた。呂はここが道士の厭勝の地であると思つたので、とくに怪しむこともなかつた。そこを離れ一二里ばかり行き、きこりに訊いてみた。「先ほど

見た住まいは誰のものか」と。きこりが言うには、「この近くにはそのような所は一軒もない」とのことであつた。呂は引き返しその場所を探してみたが見つからなかつた。のち、人々が集まる場所に出会うたびに訊いてみると、ある人が言うには、「両口とは貴君の姓であり、一口を加えるというのは品の字（品の字を逆さまにした形。獸の字の略字）である。三振りの刀は州の字のしるしであろう。貴君はのち刺史の位、二千石の俸禄を得るだろう」とのことであつた。呂は、その説明に納得した。旅を続け劍南の境界に至り、州や郡から得た金子が百貫ほどになつたので、成都において旅に必要な下僕と馬を購入した。そこで再び旅支度にゆとりができた。

【校記】 1

①「群」、許本・黄本・四庫本・筆記本は「羣」に作り、以下同じ。「羣」は「群」の異体字。底本は、卷一四四の見出しを「呂群」、題名を「呂羣」に作るが、本話のなかでは「群」に統一。

②「編」、許本は「編」を誤って示偏（「ネ」）に作る。「麤編」が正しい。会校本には指摘なし。

③「甚」、許本は「盛」に作る。会校本には指摘なし。

④「植」、許本は誤って「値」に作る。

⑤「又」、会校本校記に「孫本無此字」とある。

⑥「州」、会校本校記に「孫本無此字」とある。

【注】 1

○進士 科挙の進士科の受験資格を有するいわゆる郷貢進士。

科挙の合格者は「前進士」とも言う。『河東記』三十四話中、主人公を「進士」とするのは、「呂群」、「李敏求」、「獨孤遐叔」、「鄭馴」、「臧夏」、「盧燕」、「韋齊休」、「段何」の八話がある。

○呂群 本話以外に史書などに名は見えない。『唐五代五十二種筆記小説人名索引』（方積六、吳冬秀編撰、中華書局、一九九二年）『唐五代人物伝記資料総合索引』（傅璇琮、張忱石、許逸民編撰、中華書局、一九八七年）を参照した。『全唐詩』巻五〇五に作品中の詩歌二篇を載せ、『唐詩紀事』巻四八には本話の節録がある。

○元和十一年 丙申、西暦八一六年。中唐後半の元和年間は憲宗治世、元和は元年（西暦八〇六）から十五年（八二〇）まで。

○游蜀 蜀への遊行の理由は定かではないが、当時の繁栄を誇った益州を目指したことは留意しなければならない。落第進士を地方官僚が優遇し、時には幕客として召し抱えたこともあった。『太平広記』には、他に科挙に落第して蜀に遊ぶ話が三例ある。巻三三・神仙三三「韋弁」に「韋弁字景照、開元中、擧進士下第、遊蜀（韋弁字は景照、開元中、進士に挙げらるるも下第し、蜀に遊ぶ）」（出典は前蜀・杜光庭『神仙感遇伝』）、

巻一五五・定数一〇「李固言」に「相國李固言、元和六年、下第遊蜀、遇一姥（相國李固言、元和六年、下第して蜀に遊び、一姥に遇ふ）」（出典は唐・段成式『酉陽雜俎』）、巻一六七・氣義二「廖有方」に「廖有方、元和乙未歲、下第游蜀、至寶鷄西（廖有方、元和乙未の歲、下第して蜀に遊び、宝鷄の西に至る）」（出典は唐・范攄『雲溪友議』）とある。『河東記』には、「獨孤遐叔」（巻一八一・夢六・夢遊上）に「將遊劍南（將に劍南に遊ばんとす）」の例がある。

○麤褊 荒っぽく狭量な性格。

○不容物 器量が狭い。物事を受け入れぬ性格。『太平広記』巻一二四・報応二三「陳勳」には、「建陽縣錄事陳勳、性剛狷不容物、爲縣吏十人共誣其罪、竟坐棄市（建陽縣錄事陳勳、性剛狷にして物を容れず、県吏十人に共に其の罪を誣せられ、竟に棄市に坐す）」（出典は五代・徐鉉『稽神録』）、巻一七八・貢舉一「進士歸禮部」には、「俊秀等科、此皆考功主之。開元二十四年、員外郎李昂性不容物、乃集貢士與之約曰、文之美惡、悉之矣。考校取檢、存乎至公。如有請託於人、當悉落之（俊秀等の科、此れ皆考功之を主どる。開元二十四年、員外郎李昂性物を容れず、乃ち貢士を集めて之と約して曰く、「文の美惡、之を悉くせ。考校取檢、至公に存す。如し人に請託する有らば、當に悉く之を落さん」と）」（出典は五代・王定保『唐摭言』）

などの例がある。

○僕使者 下僕として使役する者。従者。『太平広記』中の用例は多い。卷一三三・報応三三・殺生「崔道紀」には、「唐前進士崔道紀、及第後、遊江淮間。遇酒醉甚、臥於客館中。其僕使井中汲水、有一魚隨桶而上。僕者得之、以告道紀（唐前進士崔道紀、及第するの後、江淮の間に遊ぶ。酒に遇ひ酔ふこと甚しく、客館中に臥す。其の僕使井中に水を汲み、一魚の桶に随ひて上る有り。僕者之を得て、以て道紀に告ぐ）」（出典は五代・杜光庭『録異記』）などの例がある。

○切齒 切齒扼腕すること。類義語に「切齒拊心」「切齒捶胸」がある。

○褒斜 古道の名。褒斜道のこと。関中から蜀に通じる幹線路で險難であった。褒水・斜水二河谷より命名された。二水はともに秦嶺山脈太白山より流れ出て、褒水は南方の漢水に注ぎ、谷口は現在の陝西省勉県褒城鎮北にある。斜水は北に向かって渭水に注ぐ。谷口は、現在の陝西省眉県西南にある。王勃の「入蜀紀行詩序」に「總章二年五月癸卯、余自常安觀景物于蜀、遂出褒斜之隘道、抵岷峨之絶徑（総章二年五月癸卯、余常安）自り景物を蜀に觀、遂に褒斜の隘道に出で、岷峨の絶徑に抵る）」（『王子安集』卷四、『全唐文』卷一八〇）とあり、盧綸の「送何召下第後歸蜀」に「褒斜行客過、棧道響危空（褒斜行客過

ぎ、棧道危空に響く）」（『全唐詩』卷二八〇）とある。

○廝養 下僕、召使い。薪を採り、馬を飼うしもべ。「廝役」「廝徒」「廝豎」に同じ。『戦国策』卷一一・齊策五に「士大夫之所匿、廝養士之所竊、十年之田而不償（士大夫の匿す所、廝養の士の竊む所は、十年の田にして償はず）」と見える。『史記』卷八九・張耳陳余列伝にも「有廝養卒、謝其舍中曰、……（廝養の卒あり、其の舍中に謝して曰く、……）」とある。『河東記』では、「韋浦」（卷三四一・鬼二六）、「申屠澄」（卷四二九・虎四）に用例が見える。

○悽悽 落ち着かぬさま。安住せぬさま。

○歇鞍放馬 乗っていた馬を下り、馬を休息させること。「歇馬」では、休んでいる馬。その例では、庾信「樹蔭逢歇馬、通潭見酒船（樹蔭歇馬に逢ひ、通潭酒船を見る）」（『庾子山集』卷四「歸田」）がある。「歇鞍」としては、『太平広記』卷四〇〇・宝一・金上「侯適」に「隋開皇初、廣都孝廉侯適入城。至劍門外、忽見四廣石。皆大如斗。適愛之、收藏於書籠、負之以驢。因歇鞍取看、皆化爲金（隋の開皇の初、広都孝廉侯適入城す。劍門の外に至り、忽ち四広石を見る。皆大きさ斗の如し。適之を愛し、書籠に收藏せんとし、之を負はしむるに驢を以てす。因りて鞍を歇め取りて看れば、皆化して金と爲る）」がある（出典は唐・牛僧孺『玄怪録』）。類似の表現として、『太

平広記』卷三五七・夜叉二「東洛張生」に「遇暴雨雷雹、日已昏黑。去店尚遠、歇於樹下。逡巡、雨定微月。遂解鞍放馬。張生與僮僕宿於路側（暴雨雷雹に遇ひ、日已に昏黒なり。店を去ること尚ほ遠く、樹下に歇む。逡巡して、雨定まりて微月あり。遂に鞍を解き馬を放つ。張生僮僕と路側に宿す）」とある（出典は唐・盧肇『逸史』）。

○後齋 後方の齋。「齋」とは、後漢・魏晉時代に一般的に「静室」「精（静）盧」と呼ばれ、道教の修行施設を意味した。のち、郡齋や臬齋といった用語が散見され、宗教的な施設と地方の政治的な機能と融合して両者のはたらきをも有した。「書齋」「讀書齋」の語には宗教的な思索や思惟をめぐらす本質的な機能が継承されてきた。ここでは、宗教的な意味の空間。

○兩口加一口、即成獸矣 「口の部首に口を一つ加えると獸（の略字）になるだろう」の意。「口」は、刀剣を数える量詞。「兩口」は、二振りの刀、すなわち「呂」、「獸」はつまり「群」の旁「羊」を表すか。とすれば「呂群」を意味することになる。また、「兩口」（二振りの劍であると同時に呂群その人を表す）に「一口」（一振りの劍）を加えるとは、話の後段の凶奴によって殺される場面にある「當心釘之」（心臓をひと突きする、すなわち呂の心臓に一太刀くれる）を暗示していると考えられる。「即成獸矣」については、【参考】を参照されたい。

○術士 方術に精しい人。方技の士。方士。

○厭勝 巫祝が唱える呪詛じゆそによって人や物を鎮めること。調伏ちようぶく。『太平広記』には、ほかに八例ある。いま、一二を見ることにする。卷九四・異僧人「唐休璟門僧」には「唐中宗時、唐公休璟爲相。嘗有一僧、發言多中、好爲厭勝之術、休璟甚敬之（唐中宗の時、唐公休璟相と爲る。嘗て一僧有り、發言多中り、好みて厭勝の術を爲す、休璟甚だ之を敬ふ）」（出典は唐・張説『宣室志』、また卷三九六・雨「狄惟謙」に「時有郭天師暨并州女巫巫少攻符術、多行厭勝、監軍使攜至京國、因緣中貴、出入宮掖、遂賜天師號、旋歸本土（時に郭天師暨および并州の女巫巫少くして符術を攻むる有り、多く厭勝を行ひ、監軍使携へて京國に至り、中貴に縁るに因りて、宮掖に出入し、遂に天師の号を賜ひ、旋いで本土に帰る）」（出典は唐・康駢『劇談録』などの例がある。この不吉な空間を目にして呂群は、「厭勝」の場と考えたが、話の展開を考えると穴と壁に書かれた言葉は後の現実を予言する「讖しん」とも言えるようである。澤田瑞穂『修訂中国の呪法』（一九九二年、平河出版社）に「工匠厭魅旧聞考」と「家宅厭勝のいろいろ」があり、後世の例を豊富に挙げている。

○樵人 きこり。「樵父」「樵夫」「林叟」と同じ。

○誰氏 何人。だれ。疑問の代名詞。『太平広記』には散見される。卷三九・塚墓二「李思恭」に「但不知誰氏之墓也（但だ誰が氏の墓なるかを知らざるなり）」（出典は五代・杜光庭『録異記』、『太平広記』卷四三〇・虎五「馬拯」には「乃告拯曰、適來道中、遇一虎食一人、不知誰氏之子。説其服飾、乃拯僕夫也。拯大駭（乃ち拯に告げて曰く、「適來道中に、一虎の一人を食ふに遇ふも、誰が氏の子なるかを知らず」と。其の服飾を説くに、乃ち拯の僕夫なり。拯大いに駭く）」（出典は唐・裴鉞『伝奇』）などがある。

○近並無此處 「近所にそんな所はない」の意。「並無く」は、副詞「並」が否定詞と結びついて、否定の語気を強調する。「まったくない」の意。

○兩口……二千石矣 いわゆる謎語。「口と言う文字を二つにすれば、呂になる。それに口を一つ加えれば品（獸の略字）と言う文字になる。三本の刀（刃）は州になる（「刃」は「州」の異体字）。これは、予兆であつて、「呂を姓とし、獸の名すなわち群（旁に羊がある）をもつ、あなたが将来二千石を領する州の刺史になる」の意。後齋の壁上に大書されていた謎語をこう解釈した。「三刀州字」は、代々二千石の家柄であつた晋の王濬が、梁の上に三本の刀が掛けられ、さらに一本の刀が有るのを夢に見た。不吉に思っていると、主簿の李毅が、三本の

刀は州の字であり、さらに一振りの刀が「益ましてある」は、益州の刺史になるためだたい予兆であると言う故事（『晋書』卷四二・王濬伝）を踏まえている。このことから「三刀」は刺史になることを意味する成語になっている。

○劔南界 「劔南」は道名。唐の貞観元年（六二七）に置かれる。劔閣山の南に位置したことによつて命名される。開元以降、治所は益州（現在の成都）。

○百千 百貫。「千」は、一貫すなわち銅錢一千枚を紐で繋いだものを指す単位。頻出の語である。『河東記』で言えば、「草丹」（卷一〇八・報応一七・異類）に「漁曰、得二千則鬻之（漁曰く、「二千を得れば則ち之を鬻ひやくがんと」と）」、「李敏求」（卷一五七・定数二二）に「賣伊公宅、得錢二百千（伊公の宅を売り、錢二百千を得たり）」など散見される。

○成都 府名。唐の至徳二年（七五七）蜀郡を改め府を置いた。現在の四川省成都市。当時揚州と並ぶ繁華を誇つた都市。『資治通鑑』卷二五九・唐紀七五、「昭宗聖穆景文孝皇帝上之中」に「揚州富庶甲天下。時人稱揚一益二（揚州の富庶天下に甲たり。時人稱すらく揚一益二と）」とあるように、当時人口に膾炙した「揚一益二」（揚州が一番で、益州が二番）の言葉がある。このことからわかるように成都は人口も多く豊かであつた。

○奴馬服用 下僕と馬、衣服と用品。旅に必要なもの。

○行李 旅行用の荷物。現在のトランクのようなもの。また、旅行するという意味もある。『河東記』には、「盧佩」（卷三〇

六・神一六）に「佩因出南街中、忽逢婦人行李（佩因りて南街中に出で、忽ち婦人の行李するに逢ふ）」、「柳澥」（卷三〇八・神一人）に「當須到桂州。然議行李（當に須らく桂州に到るべし。然らば行李を議せんとす）」、「鄭駟」（卷二四一・鬼二六）に「李曰、別來旬日、行李何盛耶。……後往來者、往往於京城中鬧處即逢。行李僕馬、不異李之所見（李曰く、「別來旬日なるに、行李何ぞ盛んなるや」と。……後に往來せし者、往往にして京城中の鬧處に於て即ち逢ふ。行李僕馬、李の見し所と異ならず）」など散見できる。

【原文】2

成都人有曰南豎者、凶猾無狀、貨久不售、群則以二十緡易之。既而鞭撻毀罵、奴不堪命、遂與其傭保潛有戕殺之心、而伺便未發耳。群至漢州、縣令爲群致酒宴。時群新製一綠綾裘、甚華潔。縣令方燃蠟炬、將上於臺、蠟淚數滴、汚群裘上。縣令戲曰、僕且拉君此裘。群曰、拉則爲盜矣。復至眉州、留十餘日。冬至之夕、逗宿眉西之正見寺。其下且欲害之、適遇院僧有老病將終、侍燭不絕、其計不行。群此夜忽不樂、乃於東壁題詩二篇。其一

曰、路行三蜀盡、身及一陽生。賴有殘燈火、相依坐到明。其二曰、社後辭巢燕、霜前別蓓蓬。願爲蝴蝶夢、飛去覓關中。題訖、吟諷久之、數行淚下。

【訓読】2

成都の人に南豎なんじゆと曰ふ者有り、凶猾無狀にして、貨うるも久しく售うれず。群則ち二十緡を以て之を易かふ。既にして鞭撻毀罵すれば、奴は命に堪へず。遂に其の傭保とともに潜ひそかに戕殺しやうさつの心有り、而れども伺ふも便ち未だ発せざるのみ。群漢州に至る、県令群の為に酒宴に致まねく。時に群新たに一緑綾の裘の甚だ華潔なるを製す。県令方に蠟炬ろうきよを燃やし、將に台に上げんとし、蠟淚數滴、群の裘上を汚す。県令戯れて曰く、「僕且に君の此の裘を拉かんとす」と。群曰く、「拉けば則ち盜と為さん」と。復た眉州に至り、留まること十余日。冬至の夕、眉西の正見寺に逗宿す。其の下且に之を害せんと欲するも、適たま院僧の老病の將に終らんとする有るに遇ひ、侍燭絶えざれば、其の計行はれず。群此の夜忽として樂しまず、乃ち東壁に詩二篇を題す。其の一に曰く、「路は三蜀を行きて尽き、身は一陽の生ずるに及ぶ。頼たよひに残灯の火有り、相依り坐して明に到らん」と。其の二に曰く、「社後巢を辞するの燕、霜前蓓に別るるの蓬。願はくは蝴蝶の夢を為し、飛び去りて関中を覓めん」と。題し訖はり、吟諷之を久しくすれば、數行涙下つ。

【訳】 2

成都に南豎という奴僕がいたが、乱暴狡猾で、売りに出ていたが長い間売れなかった。呂群が二十縑で贖い、手に入れると、これを鞭打ち罵ったので、奴婢は我慢ができなかった。そこで前からいた下僕と呂群を殺そうとする思いがつのり、機会をうかがっていたがまだ果たせなかった。呂群が漢州に到着すると、県令は酒席を設けてもてなした。呂はその時、たいそう美しい緑綾の上着を新調していた。県令は蠟燭を燃やし、燭台に移そうとするおり、蠟が数滴垂れて呂の皮衣を汚してしまった。県令はふざけてこう言った。「わたしが一足先にこの衣服をいただくことにしよう」と。呂群は、「取れば盗人になりますよ」と答える。今度は眉州に到着し、そこで十日あまりとどまり、冬至の日、眉州の西にあった正見寺に逗留した。この時、下僕らは呂群を殺そうと思ったが、寺の老僧がいまにも亡くなりそうな折りに出くわし、病床付近の灯りが一晩中途絶えることがなかった。計画を見合わせた。呂群は、この夜胸騒ぎがして不快であり、東の壁に詩を二篇書き記した。その一には、次のように詠じた。

旅は蜀をあまねく行きつくし

この身はいま冬至を迎える

さいわいにもわずかな灯火があり

これにすがって新春である明朝を迎える

その二には、次のように詠じた。

秋社の後に燕は巢を離れ

霜の降る前に蓬は枝に別れを告げる

かなうことなら夢に胡蝶となって

飛んで関中に帰りたいものである

詩を書き終わり、しばらく節をつけて詠じてみると、涙が数行はらはらと落ちた。

【校記】 2

①「縣」、許本は「縣」上に「乃」字あり。会校本には指摘なし。

②「關」、許本は誤って「開」に作る。会校本には指摘なし。

【注】 2

○凶猾無狀 比類のない凶悪さ。以下、若干の例を挙げる。『晋書』卷一一四・載記一四・苻堅下に「陛下不以臣不才、任臣以劇邑、謹爲明君剪除凶猾（陛下臣の不才を以てせず、臣を任ずるに劇邑を以てす、謹んで明君の為に凶猾を剪除せん）」と、『資治通鑑』卷二二〇・唐玄宗先天元年に「韋庶人弒逆、人心不服、誅之易耳。太平公主、武后之子、凶猾無比、大臣多爲之用（韋庶人弒逆す、人心服せず、之を誅するは易きのみ。太平

公主、武后の子、凶猾無比にして、大臣多く之が用を為す」などとある。

○二十緡 緡は、錢差しにした錢。緡錢は、穴あき銅錢に紐を通し千枚単位でまとめたもの。緡はまた「千」「貫」とも言う。頻出の語である。

○鞭撻毀罵 鞭打つて、罵る。この四字は「鞭撻」と「毀罵」の連用であろう。「鞭撻」については、漢・応劭『風俗通義』卷九・怪神に「鞭撻奴婢、皆得其過（奴婢を鞭撻すれば、皆其の過を得たり）」とある。『太平広記』卷八八・異僧二「佛圖澄」に「鞭撻毀辱、投之漳河、屍倚橋柱不移（鞭撻毀辱し、之を漳河に投じ、屍橋柱に倚りて移らず）」（出典は、梁・慧皎『高僧伝』とあり、また、卷三七七・再生三「袁廓」に「王夫人曰、吾在世時不信報應。雖無餘罪、正坐鞭撻婢僕過苦、受此罰（王夫人曰く、「吾世に在りし時報応を信ぜず。余罪無しと雖も、正に婢僕を鞭撻すること過だ苦しむるに坐り、此の罰を受く」と）」（出典は唐・釈道世『法苑珠林』とある。「毀罵」については、『太平広記』卷四三〇・虎五「譙本」に「有百姓譙本者、兜率人也。不孝不義、鄰里衆皆惡之。少無父、常毀罵母、母每含忍（百姓譙本なる者有り、兜率の人なり。不孝不義にして、隣里の衆皆之を惡む。少くして父無く、常に母を毀罵

するも、母毎に含忍す）」とある（出典は、五代・景煥『野人閑話』）。

○傭保 雇う。また、雇われた人。『太平広記』卷四九一・雜伝記八「謝小娥傳」に「爾後小娥便爲男子服、傭保於江湖間（爾後小娥は便ち男子の服を爲し、江湖の間に傭保せらる）」とあり、『河東記』には「李敏求」（卷一五七・定数一二）に「敏求曰、爾非我舊傭保耶。其人曰、小人即二郎十年前所使張岸也。是時隨從二郎涇州、岸不幸身先犬馬耳（敏求曰く、「爾は我が旧傭保に非ずや」と。其の人曰く、「小人は即ち二郎の十年前使ひし所の張岸なり。是の時二郎に涇州に隨從し、岸不幸にして身は犬馬に先だつるのみ」と）」とある。

○戕殺 損なう。殺す。傷つける。『新唐書』卷三・本紀三「高宗紀贊」に「武氏之亂、唐之宗室、戕殺殆盡、其賢士大夫不免者十八九」（武氏の乱、唐の宗室、戕殺されて殆ど尽き、其の賢士大夫の免れざる者十に八九なり）」とある。

○漢州 州名。現在の四川省広漢市。

○綠綾裘 緑色の綾絹でこしらえた上着。『太平広記』には、この一例のみ。『全唐詩』には、白居易「香開綠蟻酒、煖擁褐綾裘（香ばしく緑蟻の酒を開き、煖かに褐綾の裘を擁す）」（卷四五四、「六年冬暮贈崔常侍晦叔」、『白氏文集』卷二二）の一例がある。

○華潔 華やかで清い。『太平広記』には、卷三五・神仙三五「齊映」に「侍婢十餘、皆有所執。至中堂坐、華潔侈盛（侍婢十餘、皆執る所有り。中堂に至り坐し、華潔侈盛たり）」（出典は唐・盧肇『逸史』、卷二八七・幻術四「侯元」に「又訝其服裝華潔、神氣激揚（又た其の服裝華潔にして、神氣激揚なるを訝る）」（出典は唐・皇甫枚『三水小牘』）の二例がある。

○蠟炬 明かりを取るための蠟燭。『太平広記』には散見する。卷七七・方士二「葉法善」には、「唐玄宗於正月望夜、上陽宮大陳影燈、設庭燎、自禁門望殿門、皆設蠟炬、連屬不絕、洞照宮室、熒煌如晝（唐玄宗正月望夜に、上陽宮に大いに影燈を陳べ、庭燎を設け、禁門自り殿門を望めば、皆蠟炬を設け、連屬して絶えず、宮室を洞照し、熒煌たること昼の如し）」（出典は唐・闕名『広徳神異録』）とあり、卷四〇四・宝五「玳瑁盆」には「夜明犀、其狀類通天犀、夜則光明、可照百步。覆繪十重、終不能掩其耀煥。上遂命解爲腰帶。每游獵、夜則不施其蠟炬、有如晝日（夜明犀とは、其の狀通天犀に類し、夜は則ち光明ありて、百歩を照らすべし。覆繪十重なるも、終に其の耀煥を掩ふ能はず。上遂に命じて解きて腰帶と為さしむ。游獵する毎に、夜は則ち其の蠟炬を施さざるも、昼日の如き有り）」（出典は唐・蘇鶚『杜陽雜編』）などがある。

○蠟淚 蠟燭が燃え垂れて流れるさま。蠟燭が燃えるときに溶けて流れるかたちが涙の形に似ていることからこう呼ぶ。『太平広記』にはこの一例のみ。詩歌には用例が多くある。李賀「蠟淚垂蘭燼、秋蕪掃綺幃（蠟淚蘭燼に垂れ、秋蕪綺幃を掃く）」（「惱公」、『全唐詩』卷二九二）、元稹「獸炎餘炭在、蠟淚短光衰（獸炎余炭在り、蠟淚短光衰ふ）」（「酬段丞與諸棋流會宿弊居見贈二十四韻」、『全唐詩』卷四〇六）、温庭筠「亭亭蠟淚香珠殘、暗露曉風羅幕寒（亭亭として蠟淚香珠殘し、暗露曉風羅幕寒し）」（「夜宴謠」、『全唐詩』卷五七五）、皮日休「麝煙冉冉生銀兔、蠟淚漣漣滴繡闈（麝煙冉冉として銀兔を生じ、蠟淚漣漣として繡闈に滴る）」（「醉中先起李穀戲贈走筆奉酬」、『全唐詩』卷六一五）などの類例がある。

○僕且拉君此裘 「拉」(le)の音は、「蠟」(le)に通じ、蠟燭をたらして汚したことを（あるいは蠟燭を塗布すること）を、「ひく」意味の「拉」と掛けて呼んだ。十二月はべつに「臘月」(la Yue)ともいうので、これをも含意するのも知れない。すなわち、一種の諧声双関語（掛詞）で、掛詞による諧諷味をねらった表現。『白話太平広記』（北京燕山出版社、一九九五年）には、「具令不慎將蠟燭油滴在呂群的衣服上面、弄髒了他的新装」（具令は不用意にも蠟燭の油を垂らしてしまい、呂の新調の衣を汚してしまった）とあり（しかし、おそらくは意味不明

のために、以下呂群と県令のやりとりが省略されている、『文白対照全訳太平広記』（天津古籍出版社、一九九四年）には「縣令正點上蠟燭、要放在蠟臺上、有幾滴蠟滴掉到呂群的綠裘上了、縣令開玩笑說、我先拉一下你的這件衣服（県令はちやうど蠟燭をつけ、燭台に点そうとした時に、呂群の緑の裘に蠟数滴が落ちた。県令は冗談めかしの、私が先に袖を通すことにしよう）」と訳している。詳細は不明。待考。

○眉州 州名。西魏・廢帝三年（五五四）、青州を改め置いた。

唐の時代は、四川省の通義・彭山・丹棱・洪雅・青神などの県を管轄した。

○冬至之夕 冬至は、二十四節氣の一。現在の曆の十二月二十二日・二十三日ころ。

○正見寺 寺の名。温庭筠には、「正見寺曉別生公」（『全唐詩』

卷五〇五）がある。「清曉盥秋水、高窗留夕陰。初陽到古寺、宿鳥起寒林。香火有良願、宦名非素心。靈山緣未絶、他日重來

尋（清曉秋水に盥われ、高窓夕陰を留む。初陽古寺に到り、宿鳥寒林に起つ。香火良願有り、宦名素心に非ず。靈山緣未だ絶えず、他日重ねて來尋せん）」とあるが、寺の詳細は不明。

○東壁題詩二篇 所謂「題壁の詩」。当時、名所旧跡には文人が訪れた際に、壁に詩を書き付ける風習があった。そのための「詩板」が用意されていた。鈴木修次『唐詩―その伝達の場』

（NHKブックス、一九七六年）「題壁の詩」を参照されたい。

この詩は、『全唐詩』卷五〇五に「題寺壁二首」とあり、『万首唐人絶句』卷二二には、「題僧院二首」とある。また、『唐詩紀事』卷四人には、この詩の本事を簡略に紹介して引用する。いづれにしても、唐詩関係の資料は、この『太平広記』所引の記事を出ることはない。

○三蜀 漢代のはじめ、蜀郡を分けて広漢郡を置き、武帝の時にまた犍為郡を置いた。この三郡を言う。『文選』卷四・左思「蜀都賦」には、「三蜀之豪、時來時往（三蜀の豪、時に來たり時に往く）」とあり、劉逵の注には、「三蜀とは、蜀郡・広漢・犍為なり。本一蜀国なり。漢の高祖分ちて広漢を置き、漢の武帝分ちて犍為を置く」とある。

○一陽生 冬が去り、陽が兆し始める兆候。「一陽來復」を言う。陰曆十月に陰氣が極まり、十一月の冬至を過ぎ、はじめて陽氣が生ずることをいう言葉。

○社後 「社」は、春分・秋分前後に行われる社祭。土地神を祀る祭礼。「社日」は、立春および立秋後の第五の戊つちのえの日を指す。燕は、春社の頃に飛來し、秋社のころに去ることから、作者は自分を比喻してこう言った。皇甫冉の「秋日東郊作」に「燕知社日辭巢去、菊爲重陽冒雨開（燕は社日を知りて巢を辭

して去り、菊は重陽の為に雨を冒して開く」(『全唐詩』卷二四九)とある。

○**巢燕** 巢にいる燕。秦系「題僧明惠房」に「入定幾時將出定、不知巢燕汚袈裟(入定幾時か將^は出定、知らず巢燕袈裟を汚すを)」(『全唐詩』卷二六〇)とある。「辭巢燕」の用例は、李珣の「定風波」五首、その三に、「又見辭巢燕子歸、阮郎何事絶音徽(又た巢を辞する燕子の歸るを見、阮郎何事ありてか音徽を絶たん)」(『全唐詩』卷八九六)の一例がある。「巢燕」は、巢にいる燕。『全唐詩』には散見される。韋応物の「端居感懷」に「空房欲云暮、巢燕亦來止(空房云に暮れんと欲し、巢燕亦た來たり止まる)」(『全唐詩』卷一九一)、錢起の「送河南陸少府」には「東城社日催巢燕、上苑秋聲散御梨(東城社日巢燕を催し、上苑秋聲御梨を散ず)」(『全唐詩』卷三三九)などがある。

○**別蓆蓬** 「蓬」は、別離や送別を象徴する。ここではその枝と茎とを結ぶ「蓆」を詠むことで、その分離を言うのである。詩語として「転蓬」「飛蓬」は馴染みのあるものであるが、これは詩語として見慣れない。中国古典詩歌にあって、「蓆」(蓆も同じ)については、東晋・陶淵明「雜詩」に「人生無根蓆、飄如陌上塵(人生根蓆無く、飄として陌上の塵の如し)」(『陶淵明集』卷四)とあって以来、定め無き人生や別れを詠う時の

象徴となった。唐・王建「別曲」には「毒蛇在腸瘡滿背、去年別家今別弟。馬頭對哭各東西、天邊柳絮無根蓆(毒蛇腸に在りて瘡は背に滿ち、去年家に別れ今弟と別る。馬頭對哭各おの東西し、天邊の柳絮 根蓆無し)」(『全唐詩』卷三〇一)とあり、宋・李綱「桐江行贈江致一少府」には「嗟予仕宦等遊戲、斷梗飄蓬本無蓆(嗟予仕宦すること遊戲に等しく、斷梗飄蓬本無蓆(嗟予仕宦すること遊戲に等しく、斷梗飄蓬本蓆無し)」(『全宋詩』卷一五四三)とある。

○**蝴蝶夢** 『莊子』齊物論にある、莊周が夢に胡蝶となり、胡蝶が莊周になったか、莊周が胡蝶になったか、分からなくなったという寓言を踏まえる。夢現の差別を超越した境地を本来は指すのだろうが、ここでは単に夢に故郷へ帰りたいという願望を言う。

○**関中** 関中への帰還を求める。呂群は関中出身であり、こゝう表現した。「関中」とは、都長安を言う。現在の陝西省の地である。東に函谷関、西に散関、南に武関、北に蕭関があったからかく言う。当時の文人の意識として、いわゆる出身地(籍貫)とは別に、都を故郷とする意識が強かった。

○**吟詠** 節を付けて詩歌を朗詠する。

【原文】 3

明日冬至、抵彭山縣。縣令訪群、群形貌索然、謂縣令曰、某殆①將死乎。意緒不堪、寥落之甚。縣令曰、聞君有刺史三品之說、足得自寬也。縣令即爲置酒、極歡。至三更、群大醉、昇歸館中。匈奴等已於群所寢牀下、穿一坑、如群之大、深數尺。群至、則昇置坑中、斷其首。又以群所攜劍、當心釘之。覆以土訖。各乘服所有衣裝鞍馬而去。後月餘日、奴黨至成都、貨②鬻衣物略盡。有一人分得綠裘、徑將北歸、却至漢州街中鬻之。適遇縣令偶出見之、識其燭③淚所污、擒而問焉、即皆承伏。時丞相李夷簡鎮西蜀、盡捕得其賊、乃發群死處、於囊中所見、如影響焉。出河東記。

【訓読】 3

明日の冬至に、彭山県に抵る。県令群を訪へば、群が形貌索然たり、県令に謂ひて曰く、「某殆ど將に死せんとするか。意緒寥落の甚だしきに堪へず」と。県令曰く、「聞くならく君に刺史三品の説有るを、自ら寛ぐを得るに足らん」と。県令即ち爲に置酒し、飲を極む。三更に至り、群大いに酔ひ、昇がれて館中に帰る。匈奴等已に群の寝る所の床下に、一坑の群の大ききの如き、深さ数尺を穿つ。群至れば、則ち昇がれて坑中に置き、其の首を断つ。又群の携へし所の劍を以て、心に当てて之を釘す。覆ふに土を以て訖る。各おの有つ所の衣裝鞍馬を乗服して去る。後月余日、奴党成都に至り、衣物を貨鬻して略ぼ尽

く。一人の緑裘を分得する有り、徑ちに將に北帰せんとし、却つて漢州に至り街中に之を鬻ぐ。適たま県令の偶出して之を見るに遇ひ、其の燭淚の汚せし所を識り、擒へて問へば、即ち皆承伏す。時に丞相の李夷簡西蜀を鎮むれば、尽く其の賊を捕得す。乃ち群が死處を發けば、囊中にて見し所と、影響の如し。

河東記に出づ。

【訳】 3

翌日、冬至の日を迎えると彭山県に到着した。県令は呂群のもとを訪うと、呂群の顔かたちは寂しげな様子をしており、県令に向かつて言った。「私はもう死にそうです。やつれ落ちぶれて自らの気持ちを支えきれません」と。県令はそれを聞き、「貴君には刺史三品の説があると聞き及びます、それをたよりにすれば慰めにもなりましょう」と言った。県令は呂群のために酒の用意をし、痛飲した。夜半、呂群は大いに酔い、担がれて屋敷の中へ帰った。悪巧みを凝らした下僕らは、すでに呂群の寝所の床下に深さ一尺ほどの呂群がすっぽり入る大ききの穴を掘っていた。呂群がやってくると、穴の中に担ぎ入れ、その首を切り落とした。そのうえ、呂群が帯びていた刀で、心臓を一刺しした。死体に土を覆い被せおわると、各自は呂群が使っていた衣服や馬を残らず持ち去った。のち一月あまりして、下僕らは成都に着き、盗み取った品物を売り尽くしていた。そ

の中の緑の皮衣を分け前として取った者が、すぐに北方の都に向かおうとしたが、漢州の街に立ち寄り、これを売っていた。たまたま県令がこれを目にし、その衣服に蠟燭の染みをみとめ、捕らえて問い詰めたところ、すべてを白状し罪を認めた。時の宰相、李夷簡は西蜀を巡回している折りであったので、賊をことごとく捕らえた。そこで呂群の死んだところを開けてみると、褒斜で見かけた姿のようであった。『河東記』に出る。

【校記】 3

- ① 「殆」、許本は誤つて「始」に作る。会校本には指摘なし。
- ② 「貨」、会校本校記に「孫本作『化』」とある。
- ③ 「燭」、会校本は「蠟」に作り、「原作『燭』」。現據孫本・沈本改」という。

【注】 3

○彭山縣 県名。現在の四川省眉山県の北。县城は岷江に面している。

○索然 放心しているさま。

○意緒 心意。情緒。こころ。『太平広記』には、他に卷三二七・鬼二二「唐儉」に「言既、復縫襪、意緒甚忙（言既はり、復た襪を縫ひ、意緒甚だ忙し）」（出典は唐・李復言『続玄怪録』）とあり、また卷三五八・神魂一「齊推女」に「其帥皆長丈餘、眉目魁岸、羅列於門屏之外、整衣冠、意緒蒼惶（其の帥皆長丈

余、眉目魁岸にして、門屏の外に羅列し、衣冠を整へ、意緒蒼惶たり）」（出典は唐・牛僧孺『玄怪録』）とある。

○寥落 落ちぶれたさま。

○自寛 自分で自分を慰める。

○乗服 馬に乗り衣服を着る。『太平広記』中にはこの用例のみ。『礼記』卷三〇・玉藻に「君未有命、弗敢即乗服也（君未だ命有らざれば、敢へて即ち乗服せざるなり）」とある。

○後月餘日 その後一ヶ月余りして。『太平広記』には、卷三四九・鬼三四「房陟」に「及至禪師處説所見、兼述婦人形狀衣服。禪師異之、因書記屋壁。後月餘日、房陟妻暴亡、果葬于前所哭繞丘阜間。而容貌衣服、一如老嫗前見者（禪師の処に至るに及び見る所を説き、兼ねて婦人の形状衣服を述ぶ。禪師之を異とし、因りて屋壁に書記す。後月余日、房陟の妻暴かに亡くなり、果して前に哭する所の丘阜を繞るの間に葬る。而るに容貌衣服、一に老嫗の前に見る者の如し）」（出典は唐・陳劭『通幽録（通幽記）』）とある他、七例見える。『河東記』には、「胡媚兒」「板橋三娘子」（共に卷二八六・幻術三）に見える。

○當心釘之 心臓のうえを一突きする。「釘」は、釘を刺すように貫き固定すること。『太平広記』卷二二〇・画一「顧愷之」に「愷之有三絶。才絶、畫絶、癡絶。又嘗悦一鄰女。乃畫女於壁、當心釘之。女患心痛。告於長康。康遂拔釘、乃愈（愷之に

三絶有り。才絶、画絶、癡絶なり。又た嘗て一隣女に悦ぶ。乃ち女を壁に画き、心に当て之を釘す。女心痛を患ふ。長康に告ぐ。康遂に釘を抜けば、乃ち愈ゆ」(出典は唐・張彦遠『名画記(歴代名画記)』)とあり、「當心釘之」が一種のまじないの方法であると考えられ、ここではとどめを刺すという意味の他に、死者の復活を封じる「まじない」と思われる。また、凶奴らは群の寢床の下に穴を掘り、そこに落ちた呂群の心臓を剣で「釘」し、土で覆い隠した。あたかも陥穽に落ちた獣を仕留めるように心臓を「釘」した様子は、『太平広記』卷四三二・虎七「械虎」にある記事が参考になるだろう。襄梁の間に虎が出没し、陥穽を作りそれを捕らえる者が生業としていた。その虎を捕らえる様子は以下のようにある。「其獵人先造一大枷、仍具釘鎖。四角系纏、施于穽中。即徐徐以土填之。鷲獸將欲出穽、即迤邐合其荷板。虎頭纜出、則蹙而釘之(其の獵人先づ一大枷を造り、仍りて釘鎖を具ふ。四角に纏を系ぎ、穽中に施す。即ち徐徐に土を以て之を填む。鷲獸將に穽を出でんと欲すれば、即ち迤邐として其の荷板を合す。虎の頭纜かに出づれば、則ち蹙りて之を釘す)」(出典は、後周・王仁裕『玉堂閑話』)。この記事によれば、土に埋もれる虎が抜け出そうとするところを「釘之」するとしている。「加一口」は、すなわち「釘」を意味することになる。「兇奴」が呂群を殺そうと仕掛けたのは虎のような

猛獸を捕殺する畏のイメージであり、まさに呂群(兩口)は「一口を加え」られて、「獸と成る」という予言通りになった、と解積できる。それは呂群が下僕らを獸のごとく暴虐に扱った報いであり、結果的に復讐されたということになる。

○貨鬻 品物を売りさばく。唐・段安節『樂府雜錄』「康老子」に「遇一老嫗、持舊錦褥貨鬻、乃以半千獲之(一老嫗の、旧錦褥を持ちて貨鬻するに遇ひ、乃ち半千を以て之を獲たり)」とあり、『太平広記』卷三二七・精怪五・凶器下「張不疑」に「自浙右已歷南荊、貨鬻殆盡(浙右自り已に南荊を歴し、貨鬻殆ど尽く)」(出典は唐・鬼谷子『博異志』)とある。

○略盡 みな尽きる。すべてなくなる。「略」は、王鏊『詩詞曲語辭例積』(第一次増訂本、二〇〇五年、中華書局)によれば、以下のように説明する。「文言の「皆」「俱」、口語の「全」「都」に相当する。範圍副詞であり、通常の「大略(おおざっぱに)」「略微(わずかに)」という意味ではない。」(一九九頁)

○分得 分けて手に入れる。分け前として受け取る。

○承伏 罪を認める。『太平広記』卷一七一・精察一「李傑」に「密令擒之、一訊承伏(密かに之を擒へしめ、一たび訊ぬれば承伏せり)」とある(出典は唐・劉餗『国史異纂』)。なお、衣服に残った痕跡によって事件が発覚するという話は、『太平

広記』卷二二一・報応二〇・冤報「崔尉子」（出典は唐・皇甫氏『原化記』）にある。

○李夷簡 人名。正史には『旧唐書』卷一七六、『新唐書』卷一三一に立項されている。『太平広記』には、本話以外三例に名が見える。一例は、李夷簡が登第する前、鄭鼎の丞であったおりに、涇軍の反乱したとき、朱泚が朱滔に使わした偽の使者を見抜いた話（卷一七二・精察二「李夷簡」、出典は唐・李肇『国史補』）。李夷簡が蜀にあつたとき、無頼漢趙高が狼藉をはたらき獄につながれた。杖で打たれようとする折りに背中に彫つた毘沙門天に躊躇した役人を李夷簡は叱つて、新造した徑三寸もある棒で打ち据えた。背中の毘沙門天が完全に消えたときに止めさせたが、三十を数えても死ななかつた話（卷二六四・無頼二「趙高」、出典は唐・段成式『酉陽雜俎』）。岳州刺史であつた李俊が進士科に連年下第していた時、友人の李包佶を介して試験官に名前を知ってもらおうとした。その際に、ふと知り合つた冥土の使者に賄をし、放榜の名前を書き換えてもらうことにした。名前を入れ替え候補に「李夷簡」「李温」が出てくるが、使者は李夷簡は禄重く、換えることはできないと言ひ、結果「李温」と名前を書き換えることで、李俊は科挙に合格することになる話（卷三四一・鬼二六「李俊」、出典は唐・李復言『続玄怪録』）が伝わる。「李俊」は『続玄怪録』卷二（古体

小説叢刊、中華書局、二〇〇六年）には「李岳州」として所収される。当時、良吏としての評判があつたと思われ、いずれも肯定的人物に描かれている。

○鎮西蜀 『新唐書』卷一三一・列伝五六・宗室宰相の李夷簡伝によれば、そこには貞元年間に檢校礼部尚書・山南東道節度使に就任したことが見え、その後「閱三歳、徙帥劍南西川（三歳を閱し、帥を劍南の西に徙す）」とあり、嶺州刺史王顥の不正を糾した記事を載せる。

○如影響 形に影があり、声に響きがあるように、相応する比喻。ここでは、褒斜の後齋でみた土坑の形状が、眼前にあることを表現している。『太平広記』卷三三八・鬼二三「蕭遇」に「禍福由人、但可累徳。上天下臨、實如影響。其有樹善不感者、皆是心不同耳（禍福は人に由る、但だ徳を累ぬべし。上天下臨、実に影響の如し。其の善を樹ちて感ぜざる者有るは、皆是れ心同じからざるのみ）」の類例がある（出典は唐・陳劭『通幽記』）。

【参考】

○下僕の値段

褒斜において下僕に逃げられた呂群は、成都で南豎という下僕を二十緡で購った。粗野にして乱暴者であつたので、売

れずにいたというのであるから、通常よりも比較的廉価であったのかもしれないが、下僕の値段という意味で興味深い。下僕や奴婢が売買の対象であり、かつ財産であったことは「鶯鶯伝」に「崔氏之家、財産甚厚、多奴僕。旅寓惶駭、不知所托（崔氏の家、財産甚だ厚く、奴僕多し。旅寓惶駭し、托する所を知らず）」ということからも理解できる。ちなみに『河東記』中に見える物の値段が分かる記事には、以下のようなものがある。

「黒叟」（『太平広記』巻四一・神仙四一）には、越州の宝林寺に子授け祈願に出かけた陸氏夫妻が祈願成就の暁には錢百万貫で堂宇を建立すると約束する場面がある。「越中士女求男女者、必報驗焉。政暇日、率妻孥入寺、至魔母堂、捻香祝曰。祈一男。請以俸錢百萬貫締構堂宇（越中の士女の男女を求むる者、必ず報驗あり。政は暇日に、妻孥を率ゐて寺に入り、魔母の堂に至り、捻香して祝りて曰く、「一男を祈る。請ふ俸錢百万貫を以て堂宇を締構せんことを）」とある。

「韋丹」（巻二一八・報応一七・異類）には、足なえのロバを売り払いスッポン（龜）を買い、解き放つてやる場面がある。その時のスッポンの値段が「二千（すなわち二緡）」である。「丹獨憫然、問其直幾何。漁曰、得二千則鬻之（丹独り憫然たり、其の直の幾何なるかを問ふ。漁曰く、「二千を得れば則ち之を鬻がんと）」とある。同じ「韋丹」には、「幸借吾五十

千文、以充韋君改一乘。早決西行。是所願也。韋再拜而去。明日、胡蘆先生載五十緡至逆旅中（「幸に吾に五十千文を借さば、以て韋君の一乗を改むるに充てん。早に西行を決せよ。是れ願ふ所なり」と。韋再拜して去る。明日、胡蘆先生五十緡を載せて逆旅中に至る）」とあり、乗馬の代金として五十千（すなわち五十緡）が出てくる。かなりの重さになったと考えられ、車で運んだという記事まである。

「李敏求」（巻二一五・定数一二）には、李敏求の妻の兄宰が別荘を千貫で売却し、それを五人の妹の結婚費用に充てた記事がある。「伊氏有五女、其四皆已適人。敏求妻其小者。其兄宰、方貨城南一庄、得錢一千貫、悉將分給五妹爲資裝（伊氏に五女有り、其の四は皆已に人に適ぐ。敏求の妻は其の小なる者なり。其の兄の宰、方に城南一莊を貨り、錢一千貫を得、悉く將て五妹に分給して資裝と為さんとす）」

「胡媚兒」（巻二一六・幻術三）には、芸を見せて錢を得る場面がある。日に千あるいは万緡に及んだと言ふ。「所爲頗甚怪異。旬日之後、觀者稍稍雲集。其所丐求、日獲千萬（為す所頗る甚だ怪異なり。旬日の後、觀る者は稍稍として雲のごとく集る。其の丐求する所、日に千を獲たり）」とある。芸を見せると日錢を稼ぐことを強調することから誇張があるとしても、大した額である。

「辛察」(卷二八五・再生一一)には、病で死んだ辛察が冥土の使者である黄衫の使者に拘引されていく途中、「君未合去。但致錢二千緡、便當相捨(君未だ合まひに去るべからず。但だ錢二千緡を致さば、便ち當に相捨つべし)」と二千緡を出せば死を免れさせると言う。ただしこの場合は、現実の金ではなく「紙錢」であった。

「盧從事」(卷四三六・畜獸三・馬)には、一黒駒の値段が六十緡から七十緡であることが出てくる。「因賤其估六十緡。」

軍將曰、郎君此馬、直七十千已上。請以七十千市之。亦不以試水草也。傳素載其緡歸。四日、復過其家。見胡軍將曰、嘻、七十緡馬夜來飽發黒汗斃矣(因りて其の估を六十緡に賤ぐ。軍將曰く、「郎君此の馬、直七十千已上なり。請ふらくは七十千を以て之を市はん」と。亦た以て水草を試みざるなり。伝素其の緡を載せて帰る。四日にして、復た其の家に過ぎる。胡軍將に見えて曰く、「嘻、七十緡の馬夜來黒汗を飽發して斃る」と)とある。

これらによれば、堂宇の建立が百万貫、スツポンの値段が二千緡、馬が五十緡、別荘が千緡、冥土からの使者への賄賂が二千緡、黒駒が六十もしくは七十緡ということになる。下僕一人の

値段は、スツポン一匹の十倍かそれ以上であり、馬よりは安かったことになる。

○「讖」「謎語」について

本話「呂群」は、『太平広記』卷一三五から卷一四五の十一卷二百十八話を収める「徴応」という部門に収められている。「徴応」とは、「兆し」「しるし」という意味であり、呂群が褒斜の草堂で見た土坑、三振りの剣、壁上に大書された謎語「兩口に一口を加ふれば、即ち獸と成れり」の解明などが後の現実となる「予兆」であったことが「徴応」に所収された所以であり、この話の面白い点でもある。この「即成獸矣」については、語釈に挙げた解釈(すなわち呂に一口を加えて獸字と解釈し、群の旁にある「羊」字を表す)の他に、いくつか別の解釈の可能性がある。彭山県で泥酔した呂群は下僕らによって「則ち昇ぎて坑中に置き、其の首を断つ」と首を切られる。「獸」(広韻、去声四十九・宥韻、平水韻、去声二十六・宥韻)と「首」(広韻、上声四十四去声有韻と去声四十九・宥韻の両韻があり、後者は「首」字と通押する。平水韻、去声二十六・宥韻)であり音韻上で通押する可能性があることから判断して、「即成獸矣」は後段の首を切られる事態の「讖」であったと考えられる。

かく考えてくると「しるし」「予言」という意味を持つ「讖」「讖語」とほぼ同義であると言えよう。『太平広記』卷一四三・徵応九「劉希夷」（出典は唐・劉肅『大唐新語』）には、「白頭を悲しむ翁に代る」にちなむ話がある。劉希夷はかつて白頭の翁のために詩を賦した。「今年花落ち顔色改まり、明年花開き復た誰か在らん」と詠じながら、これは詩讖（詩による予兆）であり、石崇の「白首同じく帰する所」と相違がないことを恥じ入った。一聯を改めて「年年歳々花相似たり、歳々年年人同じからず」と詠じた。嘆いて言うにはこれは以前の「詩讖」である、と。しかし、人の死生は命により、詩によるはずがないと思ひ直しこの句を残した。一年もならずして劉希夷はある者に殺された。また、卷一四三・徵応九「崔曙」（出典は唐・孟棨『本事詩』）には、崔曙が進士科に推薦され、「明堂火珠」の詩を作った。それには「夜来双月満ち、曙後一星孤なり」とあり、当時警句と評されたが、崔曙が没するに及んで星々という一人娘が残されており、人々は先の詩が「自讖」であると知った、などの例がある。また、『太平広記』卷一六三には「讖応」の部門があり、一巻二十九話が所収されている。「讖応」も「しるし」「兆し」という意味であり、例話を引用しておく。「駱賓王」には以下のようにある。駱賓王は「帝京篇」において「倏忽風に搏ちて羽翼生じ、須臾に浪を失つて泥沙に委す（にわか

羽を生じ風を打って大空に舞い上がっても、しばらくして勢いを失えば魚が波を失い泥や砂にまみれるようなもの）」と詠じた。のち駱賓王は徐敬業と共に揚州で挙兵し、大敗して長江に身を投じた。これは詩讖である。（出典は唐・張鷟『朝野僉載』）唐代小説の謎語については、「謝小娥伝」が知られている。父と夫を盗賊に殺された謝小娥は殺された父夫を夢に見る。父は夢中において犯人の名を謎語によって知らせる。父は「我を殺せし者は車中の猴、門東の草」と言い、夫は「我を殺せし者は、禾中の走、一日の夫」と言うが、解明できないでいたところ、李公佐が盗賊の名を解明してみせる。つまり「車」字の中のサル（申）は「申」であり、「門」字の下に東を加え、草冠を加えれば「蘭」となり「申蘭」こそ犯人である、と。また「禾（いね）」の中を貫くとは「田」の字を貫けばこれも「申」となり「一」「夫」「日」を一つにすれば「春」字になる。もう一人の犯人は「申春」であると言うのである。こうした漢字の部首を切り離したり、一つにしたりする謎語を「偏旁冠脚離合令」と言う。まさに呂群が褒斜の草堂で見た謎語は、これに属している。こうした文字遊びは、「酒令」としても使用された。一例を挙げておく。隋の煬帝は小宴を催した。その際に傍らに侍っていた香娘を見て、お前の名を取れば、十八日となる」と言い、香娘はこれに対して「羅を開けば四維になります」と

返した。煬帝、今度は蕭妃（しょうひ）を顧みて「朕」を分けることができるかな、分けられなければ罰杯だ」と言う。蕭妃はやおら次のように答える。「左側の「月」の二画（リ）を右に移せば『淵（淵）』になりませんか。」杏娘の「杏」の字は「十」「八」「日」に分けられる。「羅（薄絹のカーテン）を開けば、「四」「維」に分けられ「四維（大地をつるしている四方の綱。天地四方）」が開けるという意味である。これには「杏」が「暗い」という意味を持ち、「四維」が東西南北に「開ける」「明るい」という意味を持つという、意味上の呼応も意識されている。最後にある蕭妃の切り返しは機知が利いている。つまり、天子の一人称「朕」の左右の筆画を入れ替えれば「淵（淵）」になり、隋に代わって天下を統一したのは他でもない「李淵（淵）」によって創業された唐であるからだ（出典は唐・闕名『大業拾遺記』）。

（赤井 益久）

第十二話 党國清（卷三百七・神十七）

【全文】

晉陽東南二十里。有臺駘廟。在汾水旁。元和中。王鏐（鏐原作鏐。據明鈔本改。）鎮河東時。有里民党國清者。善建屋。一夕。夢黑衣人至門。謂國清曰。臺駘神召汝。隨之而去。出都門。行二十里。至臺駘神廟。廟門外有吏卒數十。被甲執兵。羅列左右。國清恐悸不敢進。使者曰。子無懼。已而入謁。見有兵士百餘人。傳導甚嚴。既再拜。臺駘神召國清升階曰。吾廟宇壞漏。風日飄損。每天雨。卽吾之衣裾几席沾濕。且爾爲吾塞其罅隙。無使有風雨之苦。國清曰。謹受命。於是搏塗登廟舍。盡補其漏。既畢。神召黑衣人。送國清還。出廟門。西北而去。未行十里。忽聞傳呼之聲。使者與國清俱匿於道左。俄見百餘騎。自北而南。執兵設辟者數十。有一人具冠冕。紫衣金佩。御白馬。儀狀魁偉。殿後者最衆。使者曰。磨笄山神也。以明日會食於李氏之門。今夕故先謁吾君於廟耳。國清與使者俱入城門。忽覺目皆微慘。以手搔之。悸然而寤。明日。往臺駘廟中。見几上有屋壞泄雨之跡。視其屋。果有補葺之處。及歸。行未六七里。聞道西村堡中有簫鼓聲。因往謁焉。見設筵。有巫者呼舞。乃醮神也。國清訊之。曰。此李氏之居也。李存古嘗爲衙將。往年范司徒罪其慢法。以有軍功。故宥其死。擯于鴈門郡。鴈門有磨笄山神。存古常禱其廟。願得生還。近者以赦獲歸。存古謂磨笄山神所祐。於是醮之。果與國清夢同也。出河東記

【原文】 1

晉陽東南二十里、有臺駘廟、在汾水旁。元和中、王鏐^①鎮河東時、有里民党國清者、善建^②屋。一夕、夢黑衣人至門、謂國清曰、臺駘神召汝、隨之而去。出都門、行二十里、至臺駘神廟。廟門外有吏卒數十、被甲執兵、羅列左右。國清恐悸不敢進。使者曰、子無懼。已而入謁、見有兵士百餘人、傳導^③甚嚴。既再拜、臺駘神召國清升階曰、吾廟宇墮漏^④、風日飄損、每天雨、即吾之衣裾几席沾濕。且^⑤爾爲吾塞其罅隙、無使有風雨之苦。國清曰、謹受命。於是搏塗登廟舍、盡補其漏。既畢、神召黑衣人、送國清還。

【訓読】 1

晉陽の東南二十里に台駘廟だいたいの汾水の旁に在る有り。元和中、王鏐河東に鎮せる時、里民に党国清なる者有りて、善く屋を建つ。一夕、夢に黒衣の人の門に至り、国清に謂ひて曰く、「台駘神汝を召す」と。之に随ひて去る。都門より出で、行くこと二十里、台駘神の廟に至る。廟門の外に吏卒数十有り、甲を被て兵を執り、左右に羅列す。国清恐悸して敢へて進まず。使者曰く、「子懼ること無かれ」と。已にして入りて謁するに、兵士百余人有りて、伝導甚だ嚴なるを見る。既にして再拝するに、台駘神国清を召し階を升らしめて曰く、「吾が廟宇墮漏さろろうし、風日飄損し、天雨ふる毎に、即ち吾の衣裾几席沾湿す。且く爾

吾が爲に其の罅隙かげきを塞ぎ、風雨の苦しみ有らしむること無かれ」と。国清曰く、「謹みて命を受けん」と。是に於いて塗どろを搏まめて廟舎に登り、尽く其の漏を補ふ。既にして畢り、神黒衣の者を召し、国清を送りて還らしむ。

【訳】 1

晉陽の東南二十里ばかり、汾水の傍らに台駘廟があつた。元和年間、王鏐が河東節度使であつた時、村人に党国清という腕のよい大工がいた。ある晩、夢に黒衣の人が門口にやつてきて国清に「台駘神がお前をお召しだ」と言うので、男についていった。城門を出て二十里あまり、台駘神の廟に着いた。廟門の外に、鎧を着て武器を手にした吏卒が数十人、左右にずらりと並んでいた。国清が恐ろしく入るのをためらっていると、使者が「恐れることはない」と言う。中に入って目通りすると、兵士百人余りが目に入った。取り次いで案内する様子ははなはだ嚴めしい。丁重にお辞儀をしておえると、台駘神は国清を召して階段を上がらせてこう言った。「わが廟屋は破れて雨漏りがある。風や日に晒されて傷んでしまい、雨が降るたびに、わが衣のすそや机や座席がぬれてしまう。おまえにはわがために隙間をふさいで、雨風に苦しめられずにするようにしてもらいたい。」国清は、「謹んで命に従います」と言った。そこで泥を丸めて

廟舎に登り、雨漏りがするところをすつかり修繕した。修繕をおえると、神は黒衣の者を召しだし、国清を送りとどけさせた。

【校記】 1

①「鏢」、許本・黄本は誤って「愕」に作る。底本の注に「鏢原作愕。據明鈔本改」とある。会校本校記に「原作『愕』」。

現據沈本・黄本・四庫本改」とある。新旧唐書には河東に鎮した王鏢の名が見える。「鏢」が妥当である。左の【注】1

「王鏢」参照。

②「建」、会校本校記に「沈本・陳本作『御名』。本爲南宋高宗名諱(構)」とある。

③「導」、会校本校記に「陳本作『道』」とある。

④「漏」、会校本校記に「沈本・陳本作『陋』」とある。

⑤「且」、四庫本「召」に作る。

【注】 1

○晉陽 西周の成王の弟、叔虞が唐国に封ぜられ、都を置いた地。『新唐書』卷二九・地理志三・太原府太原郡に「晉陽縣」がある。『元和郡県図志』卷一三・河東道二・太原府「晉陽縣」には「開元戸一萬二千八百八十一」とある。現在の山西省太原市。

○臺駘廟 台駘神を祭った廟。後文に「臺駘神」が登場する。

『春秋左氏伝』昭公元年に以下の記事がある。晋侯(平公)が病むや、公孫僑(子産)が見舞いの使者としてつかわされた。

晋の叔向が子産に「わが君の病はあつく、卜人は夷沈と台駘の祟りだと言っています、これはどのような神でしょうか」と問うと、子産は「金天氏(帝少)の末子に昧があり、玄冥師(杜預)の注に「玄冥は水官なり」とある。雨・水を司る水官の長)となつて允格と台駘を生みました。台駘はその官を継いで汾水と洮水とを浚渫して通ぜしめ、大きな沢をさえぎって治水工事を行い、大原(太原)に住まったのですが、帝はこれを嘉して汾水に封じました。そして、沈・姒・蓐・黄の四国がこの祭祀を司ってきましたが、晋が汾水の神を祭るようになってから四国を滅ぼしました。これによって考えるに、台駘は汾水の神であります」と答えた。これが台駘神に関するもっとも古い文献と思われる。『史記』卷四二・鄭世家に同文が見え、ここでは台駘は「汾・洮の神」であるとする。また、裴駰の集解に杜預曰くとして「太原は晋陽である、台駘の住んでいるところ」とある。この允格と台駘兄弟の話は、『宋書』卷一〇〇・沈約自序の冒頭や、『南史』卷五七・沈約伝の冒頭にも見えており、当時よく知られていたものと思われる。さらに、後の文献となるが、『旧五代史』卷七九・晋書・高祖本紀、天福六年(九四一)の条に「戊寅、封唐叔虞爲興安王、臺駘神爲昌寧公(戊寅、唐叔虞を封じて興安王と爲し、台駘神を昌寧公と爲す)」とあり、

台駘神は昌寧公を授けられている。『新五代史』卷八にも同文を記す。

ところで、『元和郡県図志』卷一一・河東道一・絳州・曲沃県に「臺駘神祠、在縣西南三十六里」とあり、その後「春秋左氏伝」の記載を引く。宋・樂史『太平寰宇記』卷四七・河東道八・曲沃県にもこれと同一の記載がある。曲沃県は太原の南二五〇キロ余りに位置しているから、本話にいう晋陽の東南二〇里にある台駘廟とはかなりの距離がある。一方、陳子昂の「申州司馬王府君墓誌」（『全唐文』卷二二五）に「擧遷汾州平遙縣令。其地有臺駘之怪、蟋蟀之人（挙げられて汾州平遙県の令に遷る。其の地に台駘の怪、蟋蟀の人有り）」とあり、汾州の平遙県に「臺駘之怪」があるとす。平遙県は太原の南七〇キロ余りに位置する。当時、汾水流域には台駘神に関する祠廟や伝承が複数個所あったものと思われる。

○汾水 山西省北部の寧武県管涔山かんしんに源し、南下して太原市・臨汾市などの主要地を経て黄河に注ぐ川。汾河。「臺駘廟」の注にあげた平遙県や曲沃県は汾水に近い位置にある。『太平広記』卷四二三・龍六「龍廟」に「汾水貫太原而南注（汾水太原を貫きて南に注ぐ）」とある（出典は唐・張説『宣室志』）。

○元和 唐・憲宗の時の年号。八〇六〜八二〇年。『河東記』には「元和」が「韋丹」「呂群」「板橋三娘子」「柳澥」「成叔弁」「崔紹」「盧從事」などに見える。

○王鏐 王鏐（七四〇〜八一五）は字昆吾、太原の人と自称。『旧唐書』卷一五一、『新唐書』卷一七〇に本伝がある。これによれば、始め湖南団練府の裨将となり、ついで王皋の部下となって頭角を現す。のち、河東節度使となり、前任者であった范希朝（後出、【注】3「范司徒」参照）が鎮州を討伐するも功なく、ために兵力と府庫とを減じたのをよく回復し、「未幾、兵至五萬、騎五千、財用豊餘（未だ幾はくもなくして、兵は五萬、騎は五千に至り、財用豊余なり）」（『新唐書』本伝）であったという。王鏐が河東節度使の任にあったのは、憲宗の元和五年（八一〇）から没年の元和十年（八一五）の間である（吳廷燮『唐方鎮年表』卷四・河東・元和五年の条によれば、王鏐が太原尹・北都留守・河東節度使となったのは元和五年十一月）。『太平広記』には王鏐に関する箇条が散見する。卷三〇七・神一七所収の本話の次には「太原小吏」と題する条が収められるが、これによれば、王鏐が太原を治めていた時、真昼に一丈余りの神人が役所の門に現れ、おもむろに入ってくると思はれ、たたずんでいた。小吏も衙将もみなこれを目にしたが、にわかには風が起ころや、忽然として見えなくなった。王は月余にして

死去したと言う（出典は『宣室志』）。同巻の「崔澤」にはこれと類似した話がやはり『宣室志』に出るとして、王鏐が太原に鎮した時の、清河の崔沢なる者の話として登場する。さらに、巻一六五・吝嗇「王鏐」（出典は唐・李肇『国史補』）、巻二二三・相三「王鏐」（出典は唐・李伉『独異志』）、巻四九七・雜録五「王鏐」（出典は唐・盧言『盧氏雜説』）にも王鏐に関する短い話が収められる。このうち巻一六五の「王鏐」は王が蓄財に長けていたことを伝えるのであるが、王鏐と蓄財については白居易が「論王鏐欲除官事宜狀（王鏐の官を除せられんことを欲する事宜を論ずるの狀）」（『白氏文集』巻四一、『全唐文』巻六六七、元和三年の作）において、当時淮南節度使であった王鏐を人望も功績もない者が民から得た財貨を賄賂に用いて宰相の地位を得ようとしているとして、厳しく批判している。先の「太原小吏」において、太原の官署において目撃された不審な出来事の後に王鏐の死が描かれるのも、歴史上の王鏐の人物像と関わりがあるのかも知れない。

○河東 黄河が北から南に流れる一帯の東側の地。現在の山西省西部。河東節度使の治所は太原。ちなみに、『河東記』に「河東」という地名が登場するのは本話のみであるが、太原を舞台とする作には「李自良」（巻四五三・狐七）がある。なお、『河東記』の「河東」は、河東節度使の場合のような広い地域を指

すのではなく、河東県（山西省永濟）の地を指すと思われる。この地は名族薛氏の本籍地で、薛漁思はその末裔か。本訳注稿（一）「はじめに」参照（『名古屋大学語学文学論集』第二七輯、二三頁）。

○里民 村人。「里人」に同じ。「里民」は唐代以前にはまれな語であるが、『太平広記』には散見する。巻三六四・妖怪六「僧法長」に「行一里餘、至里民王氏家（行くこと一里余、里民王氏の家に至る）」とある（出典は『宣室志』）。

○党國清 『太平広記』には本話以外には見えない。党姓の人物については、唐・牛僧孺『玄怪録』に『太平広記』未収の「党氏女」と題する作が収められる（程毅中点校『玄怪録・続玄怪録』所収、中華書局刊「古体小説叢刊」、二〇〇五年）。また、唐・元結には「與党評事并序」と題する詩があり、その序に「大理評事党曄」云々とある（『全唐詩』巻二四二）。『唐五代五十二種筆記小説人名索引』（方積六・吳冬秀編撰、中華書局、一九九二年）にも党姓の人物は四名を数えるのみで、そのうち二名は党國清と右の「党氏女」。

○黒衣人 『太平広記』では黒衣の人はしばしば異界からの使者として登場する。たとえば、巻二七・神仙二七「司命君」に「某日昏然思睡、有黒衣人來、稱司命君召。某便隨去（某日昏然として睡らんことを思ふに、黒衣の人の來たる有りて、司命

君の召すなりと称す。某便ち随ひて去る」とある。「黑衣人」は、唐元環の妻を連れ出す使者である（出典は前蜀・杜光庭『仙伝拾遺』）。

○都門 京都の城門。ここでは晋陽の城門。

○吏卒 役所の兵卒。異界の使者に連れられて行くと、壮麗な建物の前に吏卒がずらりと並んでいる、という情景は『太平広記』にしばしば見られる。たとえば、卷二八一・夢六・鬼神下「侯生」に「韓氏嘗夕夢黃衣者數輩石、出其門、偕東行十餘里、至一官署。其宇下列吏卒數十輩、軒宇華壯、人物極衆（韓氏嘗て夕に黄衣の者數輩に召され、其の門を出でて、偕に東行すること十余里、一官署に至るを夢む。其の宇下に吏卒數十輩を列し、軒宇華壯にして、人物極めて衆し）」とある（出典は『宣室志』）。

○被甲執兵 鎧を身につけ、武器を手取る。『太平広記』卷一九二・驍勇二「馬勳」に「勳馳就其軍、營士已被甲執兵（勳馳せて其の軍に就くに、營士已に甲を被て兵を執る）」とある（出典は唐・胡璩『譚賓録』）。『旧唐書』卷一一七・嚴震伝に同文が見える。

○羅列左右 衛兵が道の左右に居並ぶ様子。『太平広記』卷三〇一・神一一「仇嘉福」にも「忽見雲母車在階下、健卒數百人、各持兵器、羅列左右（忽ち雲母車の階下に在りて、健卒數百人、

各おの兵器を持して、左右に羅列せるを見る）」とある（出典は唐・戴孚『広異記』）。

○恐悸 おそれおののく。『太平広記』卷三四・神仙三四「崔煒」に「煒恐悸汗流（煒恐悸汗流す）」とある（出典は唐・裴鉞『伝奇』）。

○傳導 取次いで伝える。『太平広記』にはこの一例のみで、常用される語ではないが、『新唐書』卷二二三下・姦臣下・崔胤伝に「於是中外宦官悉誅、天子傳導詔命、祇用宮人寵顔等（是に於いて中外の宦官悉く誅せられ、天子詔命を伝導するに、祇だ宮人寵顔等を用いるのみ）」とある。

○廟宇隳漏 「隳漏」は破れて雨漏りする。「隳」はくずれる、やぶれる。廟宇の荒廢については『太平広記』卷三九二・銘記二「張惟清」に「黒山之陰、有李衛公廟……今廟宇隳殘、飄濡且甚。願新其土木之製（黒山の陰に、李衛公の廟有り……今廟宇隳殘し、飄濡すること且つ甚だし。願はくは其の土木の製を新たにせんことを）」とあり、これを聞いた惟清は修築を承諾する（出典は『宣室志』）。【参考】に引く「張惟清」参照）。

○風日飄損 風雨や日にさらされて損壊する。「飄損」は『太平広記』では卷三一一・神二「進士崔生」に「今年渭水泛溢、姪莊當飄壞……其夏、渭水泛溢、漂損甚多（今年渭水泛溢し、姪莊當に飄壞せんとす。……其の夏、渭水泛溢し、漂損するこ

と甚だ多し」とあり（出典は前蜀・杜光庭『録異記』、「漂損」は四庫全書本では「飄損」に作る。また、『通典』卷七・食貨に「十三載、京城秋霖、……其所在川谷泛溢、京城坊市牆宇崩壞向盡。東京漚洛又溢、隄壞、飄損十九坊居人邑屋（十三載、京城秋霖あり、……其の在る所の川谷泛溢し、京城の坊市牆宇崩壞して尽きんとす。東京の漚洛も又溢れ、隄壞れ、十九坊の居人の邑屋を飄損す）」とある。『太平広記』の「漂損（飄損）」も『通典』の「飄損」も共に洪水による損壞について言い、本話の場合とはやや異なる。

○衣裾 衣服のすそ。『太平広記』卷一八四・幻術一「營陵人」に「當出戸時、奄閉其衣裾戸間、掣絶而去。至後歲餘、此人身亡。室家葬之、開塚、見婦棺蓋下有衣裾（戸を出づる時に当たり、其の衣裾を戸間に奄閉し、掣絶して去る。後歲余に至り、此の人身亡ぶ。室家之を葬るに、塚を開けば、婦の棺の蓋下に衣裾有るを見る）」とある（出典は晋・干宝『搜神記』。「奄閉」は底本「奄忽」であるが、会校本により改める）。

○几席 脇息と敷物。身を休ませるもの。『史記』卷二三・礼書一に「疏房牀第几席、所以養體也（疏房牀第几席は、体を養ふ所以なり）」とある。「几席」は祭壇ともなる。『太平広記』卷二八五・幻術二「東巖寺僧」に「即於別室、夜設几席、焚名

香以降神靈（即ち別室に於いて、夜几席を設け、名香を焚きて以て神靈を降す）」とある（出典は唐・陳邵『通幽記』）。

○沾濕 ぬれる。『太平広記』では、卷三二七・鬼二「文穎」に「鬼披衣示穎、而皆沾濕（鬼衣を披て穎に示すに、皆沾湿す）」（出典は晋・干宝『搜神記』）と、卷三四九・鬼三四「崔御史」に「是夕微雨、崔君命僕者盡居他室、而獨寢于堂中。惕然而寤、衣盡沾濕（是の夕微かに雨ふり、崔君僕者に命じて尽く他室に居らしめ、独り堂中に寝ぬ。惕然として寤むるに、衣尽く沾湿す）」（出典は『宣室志』）とあるなど、二十例近くを数える。

○罅隙 裂けたすき間。「罅」は割れ目、すき間。唐・姚合「拾得古硯」に「波瀾所激觸、背面生罅隙（波瀾激触する所、背面罅隙を生ず）」（『全唐詩』卷五〇二）とある。

○搏塗 だろを丸める。「搏」は丸める。

【原文】 2

出廟門、西北而去、未行十里、忽聞傳呼之聲、使者與國清俱匿於道左。俄見百餘騎、自北而南。執兵設辟者數十。有一人具冠冕、紫衣金佩、御白馬、儀狀魁偉、殿後者最衆。使者曰、磨笄山神也。以明日會食於李氏之門、今夕故先謁吾君於廟耳。國清與使者俱入城門、忽覺目眚微慘、以手搔之。悸然而寤。

【訓読】 2

廟門を出て、西北して去るに、未だ十里を行かずして、忽ち伝呼の声を聞き、使者国清と俱に道の左に匿る。俄にして百余騎の北自りして南するを見る。兵を執り辟を設くる者數十。一人有りて冠冕を具し、紫衣金佩、白馬を御し、儀狀魁偉にして、殿後の者最も衆し。使者曰く、「磨笄山の神なり。明日李氏の門に会食するを以て、今夕故に先ず吾が君に廟に謁するのみ」と。国清使者と俱に城門に入るに、忽ち目眇の微かに慘むを覺ゆれば、手を以て之を搔く。悸然として寤む。

【訳】 2

廟の門を出て、西北に向かったが、十里も行かないうちに、にわかになれ回りの声が聞こえてきたので、使者と国清はともに道端に身を潜めた。たちまち百騎余りが北から南に駆けていくのが目に入った。武器を手にし、左右に人払いをして道を開ける者が数十人。その中に一人、立派な冠をかぶり、紫の衣を着て金の帯び玉を身につけ、白馬に乗った威風堂々たる人物がおり、後には多くの者が付き従っていた。使者が、「磨笄山の神である。明日は李氏の家で宴会が開かれるので、今晚まずわが君に台駘廟で拝謁するのだ」と言った。国清は使者とともに晋陽の城門に入った。ふと目じりにかすかな痛みを感じて、手で搔いたところ、動悸がして目が覚めた。

【校記】 2

① 「最」、会校本は「甚」に作り、校記に「原作『最』。現據沈本・陳本改」という。

② 「悸」、許本はりっしんべんの右に「秀」字に作るが、辞書に見当たらない。

【注】 2

○傳呼 ふれ回ること。『河東記』では「王錡」（『太平広記』卷三一〇・神二〇）に「天興丞王錡、寶曆中、嘗遊隴州。道憩于大樹下、解鞍籍地而寢。忽聞道騎傳呼自西來。見紫衣乘車、從數騎（天興の丞王錡、宝曆中に、嘗て隴州に遊ぶ。道に大樹の下に憩ひ、鞍を解き地に籍きて寝ぬ。忽ち道騎の伝呼して西自り来たるを聞く。紫衣の車に乗り、數騎を従ふるを見る）」とあり、本話の場面に似る。「傳呼」は『河東記』所収の「馬朝」（卷三一〇・神二〇）にも見える（本訳注稿（三）及び（四）それぞれ「傳呼」注参照。（『名古屋大学語学文学論集』第二九輯及び三〇輯）。

○道左 道の傍ら。『詩経』唐風「有杕之杜」に「有杕之杜，生于道左（杕たるの杜有り、道左に生ず）」とあり、毛伝に「道左之陽、人所宜休息也（道左の陽は、人宜しく休息すべき所なり）」と、鄭箋に「道左、道東也（道左とは、道の東なり）」とあるが、『太平広記』に見える「道左」の用例を見るに「左」にとくに意味はなく、「道左」で道端の意と解される。『太平

『廣記』卷四五・神仙四五「王卿」に「後一日、忽見天師出門、杖策、道士四五人侍從。天師形狀瓌偉、眉目疎朗。道士私招卿、令於道左禮謁（後一日、忽ち天師門を出で、策を杖つき、道士四五人の侍従せるを見る。天師形狀瓌偉にして、眉目疎朗なり。道士私かに卿を招き、道左に礼謁せしむ）」（出典は唐・皇甫氏『原化記』）とあるなど、道中で貴人と出会った時などに「道左」に控える、ないし拝謁するといった場面が散見する。ちなみに、『太平広記』に「道左」は四十数例を数えるが、「道右」は二例のみである。

○設辟 先払いをして道を空ける。「辟」はさける。「僻」に通じる。

○有一人具冠冕、紫衣金佩、御白馬、儀狀魁偉 「冠冕」はかんむり。「冕」は帝王・諸侯・卿大夫が用いる高貴な冠。上部の縦（板状の部分）の前後に旒ひゅうと呼ばれる玉飾りが垂れる。「紫衣」は貴人の着る衣服。本訳注稿（五）「李敏求」【注】1「紫衣」参照（『名古屋大学語学文学論集』第三二輯）。「金佩」は金の佩び玉。「儀狀」は顔つきと振る舞い。「魁偉」は身体が大きく堂々たるさま。以上のような磨笄神の姿の描写は『太平広記』卷三一〇・神二〇「郟元位」にも「河東衛將郟元位者、太和初、常奉使京輦、行至沙苑。會日暮、見一人長丈餘、衣紫佩金、容狀豐偉、御白馬。其馬亦高丈餘。導從近十輩、形狀非

常、執弧矢、自南來。元位甚驚異、立馬避之。神人忽舉鞭西指、若有所見（河東の衛將郟元位なる者、太和の初、常て使を京輦に奉りしとき、行きて沙苑に至る。會日暮れ、一人の長は丈餘、紫を衣て金を佩び、容狀豐偉にして、白馬を御するを見る。其の馬も亦た高さ丈余なり。導從十輩に近く、形狀常に非ずして、弧矢を執り、南自り來る。元位甚だ驚異し、馬を立てて之を避く。神人忽ち鞭を挙げ西を指さし、見る所有るが若し）」と見える（出典は唐・張誥『宣室志』）。この「神人」がいかなる神であるかは不明であるが、容貌魁偉で紫の服に金を身につけ、白馬に乗り、武器を手にした多くの従者を従えて行進し、これに遭遇した者は道を避けるという様子は、磨笄神とその一行の姿に酷似する。『太平広記』卷三〇七・神一七「村人陳翁」にも「有毗陳翁者、因獨行田間、忽逢一人、儀狀甚異、擐金甲、左右佩弧矢、執長劍、御良馬、朱纓金佩、光采華煥、鞭馬疾馳（毗の陳翁なる者有り、独り田間を行くに因りて、忽ち一人に逢ふ、儀狀甚だ異にして、金甲を擐き、左右に弧矢を佩し、長劍を執り、良馬を御し、朱纓金佩、光采華煥にして、馬に鞭うちて疾馳す）」とあり、その後文にこの者が「神人」であることが記される（出典は『宣室志』）。唐代伝奇に見える神、神人の姿の一類型と言えよう。

○殿後 行軍（ここでは磨笄山の神一行の行列）時の最後尾。
しんがり。

○磨笄山神 『史記』卷四三・趙世家に次のようにある。晋の
出公の十七年（紀元前四五八年）、趙簡子が亡くなり、太子の母
卹じゅつが即位した。これが趙襄子である。襄子の姉は先に代の国
王夫人となっていたが、簡子の喪も明けぬ間に、襄子は国の北
の夏屋山に登り、代王を食事に誘った。厨房の料理人に銅の柄
杓を持たせ、代王とその従者に料理を勧めたが、ひそかに命ぜ
られていた料理人の各がその柄杓で代王と従者を撲殺した。そ
して、兵を興して代の国を平らげた。襄子の姉はこれを聞くと
天に泣き叫び、笄かうがいを磨いて（その笄で）自殺した。代の人々
はこれを憐れんで、自殺した地を「磨笄之山」と名付けた。以
上の記事について、張守節の正義に「笄は今の簪である。括地
志に『磨笄山は一名磨笄山。また鳴雞山とも名付ける。蔚州飛
狐県の東北百五十里にある』。魏土地記に『代郡の東南二十五里
に馬頭山がある。趙襄子は代王を殺すや、人を遣わしてその婦
人を迎えにやらせた。代王の夫人は、弟が夫をあなどるのは仁
ではない。夫のために弟を怨むのは義ではない、と言って、笄
を磨いて自ら刺して死んだ。使者も自殺した』とある。代王の
夫人が笄を磨いて自殺したという記事については、『史記』卷
七〇・張儀列伝、及び『戦国策』卷一九・燕策にも見える。摩

笄山の位置については、『元和郡県図志』卷一四・河東道三・
蔚州・飛狐県にも「磨笄山、在縣東北一百五十里」とあり、『史
記』に見える代王夫人自害の逸話を引いたあと、「百姓閔之、爲
立祠（百姓之を閔あはれみて、為に祠を立つ）」とある。後出「鴈
門郡」の注参照。

磨笄山の話は唐詩にも散見する。胡曾「詠史詩」の「磨笄
山」に「春草綿綿岱日低、山邊立馬看摩笄。黃鶯也解追前事、
來向夫人死處啼（春草綿綿として岱日低し、山辺に馬を立てて
摩笄を見る。黃鶯もまた解く前事を追ひ、来りて夫人の死せる
処おに向いて啼く）」（『全唐詩』卷六四七）とある。ただし、唐
詩に磨笄神を言う例は見当たらない。

○會食 一所に会して食事する。『太平広記』では卷九六・異
僧一〇「韋皋」に「其家召群僧會食（其の家群僧を招きて會食
す）」と、卷一〇一・釈証部「商居士」に「悉召門弟子會食（悉
く門弟子を招きて會食す）」（出典は共に『宣室志』）と、卷一
六五・廉儉「鄭餘慶」に「一日、忽召親朋官數人會食（一日、
忽ち親朋の官數人を召して會食す）」（出典は唐・盧言『盧氏雜
説』）など、特に人を招いて共に食事する場面に散見する。

○李氏之門 李氏の家、一族。「門」は家、家柄。『太平広記』
卷五二・神仙五二「閻丘子」に「童兒曰、吾嘗生閻丘氏之門、
居長安中、與子偕學於師氏（童兒曰く、「吾嘗て閻丘氏の門に

生まれ、長安中に居り、子と偕に師氏に学べり」とある
(出典は『宣室志』)。

○目皆 目じり。

○惺然而寤 「惺然」は驚き恐れ、動悸を覚えるさま。「惺然而寤」という表現は『太平広記』巻四六七・水族四・水怪「柳沂」に「沂夢魚以喙嚙嬰兒臆。沂惺然而寤。果聞嬰兒啼曰、向夢一大魚嚙其臆、痛不可忍。故啼焉。與沂夢同(沂魚の喙を以て嬰兒の臆を嚙むを夢む。沂惺然として寤むれば、果して嬰兒の啼きて「向に夢に一大魚の其の臆を嚙めば、痛きこと忍ぶべからず。故に啼く」と曰ふを聞く。沂の夢と同じなり)」と、同卷三五二・鬼「王坤」に「忽惺然驚寤。背汗股慄。時天已曉、心惡其夢(忽ち惺然として驚き寤め、背に汗し股慄く。時に天已に曉け、心に其の夢を惡む)」とある(出典は共に『宣室志』)。また、同卷二二・神仙「孫思邈」にも見えており(出典は同前)、ともに不思議な夢から覚めるときの情景に用いられる。

【原文】 3

明日、往臺駘廟中、見几上有屋壞泄雨之跡。視其屋、果有補葺①之處。及歸、行未六七里、聞道西村堡中有簫鼓聲、因往謁焉。見設筵、有巫者呼舞、乃醮神也。國清訊之、曰、此李氏之

居也。李存古嘗爲衛將、往年范司徒罪其慢法、以有軍功、故宥其死、擯于鴈門郡。鴈門有磨笄山神、存古②常禱其廟、願得生還。近者以赦獲歸。存古謂磨笄山神所祐③、於是醮之。果與國清夢同也。出河東記。

【訓読】 3

明日、台駘廟中に往くに、几上に屋壞泄雨の跡有るを見る。其の屋を視るに、果して補葺の処有り。歸るに及び、行くこと未だ六七里ならざるに、道の西の村堡中に簫鼓の声有るを聞き、因りて往きて謁す。筵を設け、巫者有りて呼びて舞ふを見るに、乃ち神を醮るなり。國清之に訊ぬるに、曰く、「此れ李氏の居なり。李存古嘗て衛將爲りしとき、往年范司徒其の法を慢りにするを罪せんとするも、軍功有るを以て、故に其の死を宥され、雁門郡に擯けらる。雁門に磨笄山の神有りて、存古常に其の廟に禱り、生きて還るを得んことを願ふ。近ごろ赦を以て歸るを獲たり。存古磨笄山の神の祐くる所なりと謂ひ、是に於いて之を醮る」と。果して國清の夢と同じなり。河東記に出づ。

【訳】 3

翌日、台駘廟に行ってみると、机の上に屋根が傷んで雨漏りした痕があるのが目に入った。仔細に屋根を見ると、はたして修繕した箇所があった。帰り道、六七里も行かないうちに、道沿いの村の土塁のうちから笛や太鼓の音が聞こえてきたので、

そこで見に行ってみた。すると宴席が設けてあり、巫が何か叫びながら舞を舞っているのが目に入ったが、それは神を祭っているのであった。国清がたずねると、こう答えた。「ここは李殿のお宅です。李存古殿はかつて軍府の將軍でしたが、先年、法を軽んじた罪で范司徒殿に処罰されようとしたところ、軍功があるために死罪を許され、雁門郡に流されました。雁門には磨笄山の神がおわし、存古殿はいつもその廟で祈り、生きて帰ることができるよう願っておられました。近ごろ赦されて帰ることができました。存古殿は磨笄山の神の助けだと思い、それでお祭りしているのです。」これは、はたして国清が夢に見た情景と同じであった。『河東記』に出る。

【校記】 3

- ①「葺」、会校本校記に「沈本作『塞』」とある。
 ②「常」、筆記本「嘗」に作る。
 ③「祐」、四庫本・黄本・筆記本「佑」に作る。

【注】 3

○村堡 土塁で囲まれた村里。「堡」は土塁。『太平広記』巻二六四・無頼「李罕之」に「蒲絳之北、有摩雲山。設堡於上、號摩雲寨、前後不能攻取。時罕之下焉。由此號李摩雲（蒲絳の北に、摩雲山有り。堡を上^にに設け、摩雲寨と号す。前後攻取す

るあたはず。時に罕之^{これ}を下す。此れに由りて李摩雲と号す」とある（出典は五代十国・荆南・孫光憲『北夢瑣言』）。

○簫鼓 笛と太鼓。『太平広記』巻二五・神仙二五「元柳二公」に「夜有村人饗神、簫鼓喧嘩（夜村人の神を饗する有りて、簫鼓喧嘩なり）」とあり（出典は底本に「出續仙傳」とあるが、唐・裴鉞『傳奇』が妥当）、村里で騒がしく簫鼓を鳴らしながら神を祭る様子が描かれる。

○巫者 みこ。『河東記』では「盧佩」（巻三〇六・神一六）に「巫者陳設酒殺、瀝酒祭地（巫者酒殺を陳設し、酒を瀝^{そそ}ぎて地を祭る）」と、巫者が祭を執り行う場面が登場する。本訳注稿（五）「盧佩」の【注】4「巫者」参照（『名古屋大学語学文学論集』第三二輯）

○呼舞 声を張り上げて舞を舞う。韓愈「平淮西碑」（『全唐文』巻五六一）に「蔡之卒夫、投甲呼舞（蔡の卒夫、甲を投じ呼舞す）」とある。

○醮神 神を祭る。「醮」は道教において神を祭る儀式。祭壇を設け、供物を献じ、道士や巫が神霊を招いて祈りをささげる。『太平広記』巻三四七・鬼三二「呉任生」に次のような話がある。呉郡の任生は鬼を見ることができた。あるとき婦人の姿をした鬼が嬰兒の生魂を抱いているのを見かけ、これを叱りつけたところ逃げて姿をくらました。これに続いて、「及晩還、去

郭數里、岸傍一家、陳筵席。有女巫、鼓舞於其左、乃醮神也。楊生與任生俱問之。巫曰、今日里中人有嬰兒暴卒。今則寤矣。故設筵以謝。遂命出嬰兒以視、則眞婦人所擁者（晩に還るに及び、郭を去ること數里、岸の傍の一家、筵席を陳ぶ。女巫有りて、其の左に鼓舞す、乃ち神を醮るなり。楊生と任生と俱に之に問ふ。巫曰く、「今日里中の人に嬰兒の暴卒する有り。今則ち寤む。故に筵を設け以て謝す」と。遂に命じて嬰兒を出さしめて以て視れば、則ち眞に婦人の擁せる所の者なり）」とある（出典は唐・張誥『宣室志』）。神助と思われる慶事があつたので宴席を設け、笛や太鼓の伴奏で巫が舞を舞い、神を祭つて感謝の意を捧げる場面であり、本話の「醮神」の描写に類似する。

○李存古 李存古の名は、『太平広記』や諸書に見えない。

○衙將 軍中の武官。『太平広記』卷三二〇・神二〇「郗元位」に「河東衙將郗元位者（河東の衙將郗元位なる者）」（出典は『宣室志』）とあるなど、『太平広記』に頻出する。

○范司徒 范希朝（？〜八一四）のこと。范希朝は字致君、河中虞郷（現在の山西省永濟）の人。『旧唐書』卷一五一、『新唐書』卷一七〇に伝がある。徳宗・順宗・憲宗三代に仕え、白居易の「授范希朝京西都統制」（『白氏文集』卷三七、『全唐文』卷六六〇、元和五年の作）に「一代名將、三朝信臣（一代の名

將、三朝の信臣）」と讃えられる。憲宗のとき河東節度使となり（吳廷燮撰『唐方鎮年表』卷四・河東によれば、范が太原尹・北都留守・河東節度使となつたのは元和四年六月）、軍を率いて鎮州（河北省正定県）を討つも功無く終わり、帰朝してのち太子太保をもつて致仕し、元和九年（八一四）に卒した。ちなみに、白居易に「論太原事狀 范希朝」（『白氏文集』卷四一、『全唐文』卷六六七、元和四年の作）があり、当時九年の間河東節度使の任にあつた嚴綬に換えて范希朝を充てるべしと論じて、「今若太原要人、無出希朝之右（今若し太原人を要むれば、希朝の右に出づる無し）」と述べている。ただし、范希朝はすでに老齡でもあり、十分な治績を残すことはできなかったようである。白居易自身による二年後の作「論孟元陽狀」（『白氏文集』卷四二、『全唐文』卷六六八、元和六年の作）には、「昨者范希朝在太原日、昏耄不理、人情共知（昨者さきに范希朝太原に在る日、昏耄して理めず、人情共に知る）」と記されている。なお、両唐書には范希朝に「司徒」の称は見当たらないが、右の白居易の「授范希朝京西都統制」に「今拜爾爲大將、尊爾爲司徒（今爾を拜して大將と爲し、爾を尊んで司徒と爲す）」とあり、令狐楚の「大唐故朔方靈鹽等軍州節度……李公神道碑銘并序」（『全唐文』卷五四三）にも「司徒范公希朝」とある。

○慢法 法を軽んじる。『太平広記』では卷一七七・器量三二「董晉」に「惟恭以驕盈慢法、潛圖不軌、配流嶺南（惟恭驕盈にして法を慢り、潜かに不軌を図るを以て、嶺南に配流さる）」とある（出典は唐・胡璩『譚賓録』）。なお、董晉に関する右の記事は『旧唐書』卷一四五・董晋伝にも見える。

○鴈門郡 『旧唐書』卷三九・地理志の河東道、代州に「代州中都督府、隋爲鴈門郡（代州中都督府、隋に雁門郡と爲る）」とある。雁門にある雁門関は北方異民族と対峙する前線に当り、戦略上の要地とされた。唐詩では李賀の「雁門太守行」にこの地を護る太守の悲壮な決意を詠う（『全唐詩』卷二九〇）。『河東記』では雁門が登場するのは本話のみであるが、『太平広記』には散見する。本話について、改めて地理上の位置関係をたどれば、太原（晋陽）の北に代州があり、雁門は代州に属する。磨笄山がある蔚州は雁門のさらに東北に位置する。本話の磨笄神が磨笄山に住まうとすれば、党国清が台駘廟から西北に向けて晋陽に戻る途中、十里ばかり来たところで、北から南に向かう磨笄神の一行に出会ったとするのは、地理的によく符合する。また、翌日、再び台駘廟に詣でて、晋陽に戻る途中六七里ばかりにある李存古の宅で磨笄神を祭るのに遭遇したというのは、雁門に流されていた李がすでに赦されて自宅に戻っていたことを意味することになる。

【参考】

本話の展開を、史書による年代の記載も含めて、時間軸に従って整理しよう。

李存古は范希朝が河東節度使であった元和四年から五年の間に法を乱して雁門に退けられ、磨笄山の神に帰還を祈る日々を送るが、王鏐が河東節度使であった元和五年末から十年の間に罪を赦され、晋陽の東南十数里にある自宅に戻る。一方、晋陽の民、党国清は李存古が赦されて自宅に戻ってほどなく、夜に夢の中で台駘神に召されて廟宇の修繕を依頼され、帰途に台駘神に挨拶に伺う磨笄神一行と出会う。その翌日、党国清は台駘廟を訪ねて夢中の出来事が現実起こっていることを確かめ、さらにその帰りに磨笄神を祭って簫鼓、歌舞でもてなす最中の李存古一家の居所に立ち寄り、前夜、黒衣の使者から聞かされた磨笄神が李氏の家で会食するという話が事実であったことを知る。

以上のような展開であるが、磨笄神が李存古宅での会食に赴く前にわざわざ台駘神を訪ねたのは、他所の神の管轄区域において祭りにあずかるに当たって、あらかじめ挨拶に伺ったものである。そうであれば、台駘神が国清を招いて雨漏りの修繕をさせたのは磨笄神の来訪に備えてのことでもあったと考えら

れる。本話は、夢で起こる二つの出来事が翌日に現実には確認される物語とも言えるが、国清が出会った二つの出来事は晋陽を挟んで南北に住まう二人の神の面会を軸に、実は密接に関係していたことになる。本話は時間的にも空間的にも、よく計算された構成を有していると言えよう。

「党国清」が後世の小説類に引用された例や影響を与えた例については未詳であるが、本来水神である台駘神が自身の廟の雨漏りに苦しめられて人間界の大工に修繕を依頼するという設定は、なかなか面白い。以下には、本話前半に見える、男が夢の中で神に依頼されて廟宇を修繕・修築する話（仮に廟宇修築譚と呼んでおく）について幾つかの例を挙げよう。

まず、『太平広記』卷二八一・夢六・鬼神下「朱拯」を挙げる（出典は南唐・徐鉉『稽神録』）。

僞吳玉山主簿朱拯赴選、至揚州。夢入官署、堂上一紫衣正坐、旁一綠衣。紫衣起揖曰、君當以十千錢見與。拯拜許諾、遂寤。頃之、補安福令。既至、謁城隍神。廟宇神像、皆如夢中。其神座後屋漏梁壞。拯歎曰、十千豈非此耶。卽以私財葺之、費如數。

玉山主簿の朱拯は吏部の銓衡を受けに赴こうと揚州に着いた。夢で役所に入っていくと、堂上に紫衣を着て端坐するものがあり、そばに緑衣の人がいた。紫衣の人が立ち上がってお辞儀を

するや、「あなたから十千錢頂戴しなければなりません」と言うので朱拯は承知し、目が覚めた。ほどなくして安福県の令となり、赴任して城隍神に詣でると、夢で見た通りの廟宇の神像があり、神座の後ろの屋根が破れて雨漏りがしていた。朱拯は「十千錢とはこのことであつたか」と感嘆し、ただちに私財を投じてこれを修築した。要した費用は夢で告げられた額の通りであつた。

「党國清」は夢の中で雨漏りの修繕を行い、覚めて後それが現実に行われていることを知ったが、これとは逆に「朱拯」では夢で告げられた約束を覚めて後に雨漏りの修繕によって実現することになる。いずれの場合も、廟宇の神から依頼されて男が雨漏りを修繕すること、その経緯が夢と現実において符合すること、この二点は共通する。さらに「朱拯」では、夢の中では何のことか分からなかった「十千錢」という金額の意味が現実の出来事によって明かされるという、伝奇小説に散見する設定も用いられている。

『太平広記』卷三九二・銘記二「張惟清」も廟宇の修繕を依頼される話である（出典は唐・張誥『宣室志』）。

黑山之陰、有李衛公廟。寶曆中、張惟清都護單于、其從事盧立嘗夢一人、頎長黑衣、告立曰、吾居於衛公廟且久矣。子幸遷我於軍城中。已而遂去。及曉、立不諭、卽入白於惟

清曰、衛公於國有大勳、今廟宇隳殘、飄濡且甚。願新其土木之製。惟清喜而可其語。先是單于府以惟清有美化、狀其政績、請護軍駱忠表聞於上。有詔、命中書舍人高公・文其事、刻于碑。詔既至而未有碑石、惟清方命使採石於雲中郡、未還、及修衛公廟、鏹其西、得一石、方而長。其下有刻出張字、歷然可辨。工人持以獻惟清、惟清喜曰、天賜吾之碑石。即召從事視之、立且驚且異。因起賀而白前夢。於是石爲碑、刻高公之文焉。

黒山の北に李衛公の廟があつた。宝暦の頃、張惟清は単于都護府の都護であつたが、部下の盧立の夢に黒衣の人が現れ、自分は衛公の廟に長く住まっていたが、私を城中に移してくれないか、と言う。翌朝、盧立は惟清に、衛公は国家に大功ある方ですが、いまや廟宇が破損して、雨風も防げません、どうか建て直していただきたい、と述べた。惟清は承知した。本話はこの後に、惟清自身の都護としての功績が朝廷に奏上され、詔が下つて中書舍人の手になる一文が石碑に刻まれることになるというエピソードが続くのであるが、それは惟清が李衛公の廟を立て直すことにしたことに對する廟神からの返礼であつたと解される。

『太平広記』卷二九六・神六「陰子春」は破壊された廟宇を立て直したために、神から刺史の官職を贈られる話である(出典

は『南史』)。

梁陰子春爲東莞太守。時青州刺史王神念、毀臨海神廟坐。棟上有一蛇、役夫不擒、入於海水。爾夜、子春夢見一人詣其府、云、有人見苦、破壞所居。今既無託、欲憩此境。子春心密記之。經日、方知神念毀廟。因辦牲醪、立宇祠之。數日、夢一朱衣人謝曰、得君厚惠、當以一州相報。經月餘、

魏君欲襲响山。子春預知、設伏摧破。武帝以爲南青州刺史。

梁の陰子春は東莞太守であつたが、青州刺史の王神念が海沿いの神廟を破壊してしまつた。すると蛇が一匹、棟づたいに逃れて海に入つていった。その夜、子春の夢にある者が現れ、住まいが壊されて身を休める所がないので、この地で休ませてほしいと訴えた。数日後、子春は神念によつて廟が壊されたことを知り、これを建て直し、供物を備えて祭つたところ、また数日して夢に「朱衣の人」が現れ、お礼にある州に任官できるよう計らいます、と言う。一月余りすると、子春は軍功により青州刺史に任命された。

以上の三話はいずれも夢の中で廟宇修築の依頼ないし依頼の暗示をうけ、現実において実行した話である。その際、修築が果たされる報いとして新たな任官や治績の顕彰が約束ないし予言されるわけであるが、三話のうち「陰子春」がもと『南史』

卷六四・陰子春伝に出るように（記述は『太平広記』のそれよりやや詳しい）、廟宇修築とその報いとしての任官に関わる話はずでに六朝時代からあったことが知られる。ただし、「党国清」に任官に関する記述が見当たらないのは、主人公が官職とは縁のない「里民」と設定されたためであろう。

最後に、神から依頼された廟宇修築の約束を履行しなかったために、今度は神から復讐され、命を落とすという話を取り上げる。『太平広記』卷三〇六・神一六「陳袁生」がそれで、左に梗概のみを記す（出典は『宣室志』）。

貞元の始め、陳郡の袁は職を辞して巴川に遊び、旅館で白衣の男と知り合いになる。男は高と名乗り、実は新明県に住まう赤水神だと打ち明け、「長雨で廟が傷んでしまったが里人は直そうとしない。あなたは来年、新明県の令に任命されるから、廟宇を建て直してお祭りしてもらいたい」と言う。袁は承知し、その年、はたして新明県の令となる。赴任して赤水神の廟に詣でると白衣の男が現れ、たいへん喜んだ。男は階下に道成という老僧の「生魄」を繋いでおり、「この者は罪を犯したので朝晩鞭打っているが、十日ほどしたらゆるしてやるのだ」と言う。聞けば道成はいま寺で臥せているが、「生魄」を縛りつけておけばその者は病気になる、しかもそれが誰の仕業かは分らないのだ、とのこと。

さて、袁生は廟宇の建て直しを約束したが、資金がない。そこで一計を案じ、道成のところに行って、自分は鬼を見ることのできるが、あなたは銭を出して赤水廟を建て直したならば回復すると告げた。道成はいつわってその通りにするといい、十日ばかりして病が癒えると門弟を集めて、「自分の病は赤水神の仕業であった。人に害をなすような神の廟は取り壊すべきだ」と言つてすつかり取り壊させてしまった。袁生はおそれた。一月ほど後、ある役人が罪を犯したのでこれを打たせたところ死んでしまった。その家族から訴えられ、袁生は端溪に流されることになる。途中、三峽にさしかかると白衣の赤水神に出会う。赤水神「あなたにわが廟の建て直しをお願いしたのに、どうして道成に壊させたのだ。おかげで私は住むところもない。今、あなたが流されたのは、私が仇をうったのだ。」袁生「壊したのは道成だ。私に何の罪があるう。」赤水神「道成はいま福德が盛んだから、手を出すことができない。君の福祿と命運とは衰えているから、仇をとるのだ。」こう言い終えると、赤水神の姿は見えなくなった。数日して、袁生は病で亡くなった。

袁生は赤水神に廟宇の再建を依頼されて承知したにもかかわらず実行できず、しかも策を弄して失敗し、かえって廟が破壊されたために、その報いとして官職を失い、ほどなくして落命するに至る。先に取り上げた四話とは展開が大きく異なり、「夢」

を媒介とする要素もないが、仏僧とのだましあい加わって筋書きは起伏に富み、いくぶん滑稽味を含んで、物語としての面白さは倍加している。

この他、部分的に廟宇の修築に関わる話には、『太平広記』に左の例がある。

卷三〇二・神一二「衛庭訓」(出典は唐・薛用弱『集異記』)

卷三〇八・神一八「崔龜從」(出典は唐・崔龜從『龜從自叙』)

卷三二二・神二二「劉山甫」(出典は唐・劉山甫『山甫自序』)

卷三二三・神二三「鍾離王祠」(出典は前蜀・杜光庭『録異記』)

いま一つ、これらの話に登場する神自身は自身の廟宇を修築することはできず、現世の人間の手を借りて行うしかない。陰間と陽間とは、そこに住まう者の為し得ることに区分があるのである。この点は、唐代伝奇にしばしば登場する「紙銭」が現世の人間によつて焚かれることによつてのみ冥界に送付され、冥界の住人にとつて有用となるのにも類似する(紙銭は『河東記』では「盧佩」「王錡」「韓弁」「許琛」「辛察」などに見える)。冥界の神仙や鬼が登場する物語も、現世の人間と関わりを持つことによつて、初めて物語として成立するのである。

(澤崎 久和)

第十七話 韋浦(卷三百四十一・鬼二十六)

【全文】

韋浦者。自壽州土曹赴選。至闕鄉逆旅。方就食。忽有一人前拜曰。客歸元昶。常力鞭轡之任。願備門下廝養卒。浦視之。衣甚垢而神采爽邁。因謂曰。爾何從而至。對曰。某早蒙馮六郎職在河中。歲月頗多。給事亦勤。甚見親任。昨六郎絳州軒轅四郎同至此。求下判官買腰帶。某於其下丐茶酒直。遂有言語相及。六郎謂某有所欺。斥留於此。某傭賤。復尠資用。非有符牒。不能越關禁。伏知二十二郎將西去。償因而獲歸。爲願足矣。或不棄頑下。終賜鞭驅。小人之分。又何幸焉。浦許之。食畢。乃行十數里。承順指顧。無不先意。浦極謂得人。俄而憩於茶肆。有扁乘數十適至。方解轅縱牛。斂草路左。歸趨過牛羣。以手批一牛足。牛卽鳴痛不能前。主初不之見。遽將求醫。歸謂曰。吾常爲獸醫。爲爾療此牛。卽於牆下捻碎土少許。傅牛脚上。因疾驅數十步。牛遂如故。衆皆興嘆。其主乃賞「賞原作買。據明鈔本改。」茶二斤。卽進於浦曰。庸奴幸蒙見諾。思以薄伎所獲。倣獻芹者。浦益憐之。次於潼關。主人有稚兒戲於門下。乃見歸以手捏其背。稚兒卽驚悶絕。食頃不寤。主人曰。是狀爲中惡。疾呼二娘。久方至。二娘巫者也。至則以琵琶迎神。欠嚏良久。曰。三郎至矣。

傳語主人。此客鬼爲祟。吾且錄之矣。言其狀與服色。眞歸也。又曰。若以蘭湯浴之。此患除矣。如言而稚兒立愈。浦見歸所爲。已惡之。及巫者有說。呼則不至矣。明日又行。次赤水西。路傍忽見元昶。破弊紫衫。有若負而顧步甚重。曰。某不敢以爲羞耻。便不見二十二郎。某客鬼也。昨日之事。不敢復言。已見責於華嶽神君。巫者所云三郎。卽金天也。某爲此界。不果閑行。受笞至重。方見二十二郎。到京當得本處縣令。無足憂也。他日亦此佇還車耳。浦云。爾前所說馮六郎等。豈皆人也。歸曰。馮六郎名夷。卽河伯。軒轅天子之愛子也。卜判官名和。卽昔刑足者也。善別寶。地府以爲荆山玉使判官。軒轅家奴客。小事不相容忍。遽令某失馮六郎意。今日述蹟。實此之由。浦曰。馮何得第六。曰。馮水官也。水成數六耳。故黃帝四子。軒轅四郎。卽其最小者也。浦其年選授霍丘令。如其言。及赴官至此。雖無所覩。矜饗如有物焉。出河東記

【原文】 1

韋浦者、自壽州士曹赴選。至闕鄉逆旅、方就食、忽有一人前拜曰、客歸元昶。常力鞭轡之任。願備門下廝養卒。浦視之、衣甚垢而神采爽邁。因謂曰、爾何從而至。對曰、某早蒙①馮六郎職在河中。歲月頗多、給事亦勤、甚見親任。昨六郎絳②州軒轅四郎同至此、求卜判官買腰帶。某於其下丐③茶酒直、遂有④言語

相及。六郎謂某有所欺、斥留於此⑤。某傭⑥賤、復鈔資用。非有符牒、不能越關禁。伏知二十二郎將西去。儻⑦因而獲歸、爲願足矣。或不棄頑下、終賜鞭驅、小人之分、又何幸焉。浦許之。

【訓読】 1

韋浦なる者は、壽州の士曹自ら選に趣く。闕郷の逆旅に至り、方に食に就かんとするに、忽ち一人の前みて拝する有りて曰く、「客は帰元昶なり。常て鞭轡の任を力む。願はくは門下の廝養の卒に備へられんことを」と。浦之を視るに、衣は甚だ垢れたるも神采爽邁たり。因りて謂ひて曰く、「爾何れ従り至れるや」と。對へて曰く、「某早に馮六郎に職を蒙りて河中に在り。歲月頗る多く、給事することも亦た勤めたれば、甚だ親任せらる。昨六郎絳州の軒轅四郎と同に此に至り、卜判官に腰帶を買はんことを求む。某は其の下に於いて茶酒の直を丐ひ、遂に言語の相及ぶ有り。六郎某に欺く所有りと謂ひ、斥けられて此に留まる。某は傭賤なれば、復た資用鈔し。符牒を有するに非ざれば、関禁を越ゆること能はず。伏して知る二十二郎の將に西去せんとするを。儻し因りて歸るを獲れば、願ひを為すこと足れり。或ひは頑下を棄てず、終に鞭驅を賜はらば、小人の分、又何ぞ幸ひなる」と。浦之を許す。

【訳】 1

韋浦という者が、寿州の士曹から吏部の選考に赴くことになった。閩郷の旅店に着き、ちやうど食事をしようとしているところに、不意に一人の男があらわれ、進み出て拝礼してこういった。旅の身の私は、帰元昶と申します。以前、馬丁をしていた経験がございませう。どうか御宅の下僕に加えていただきとうございませう」と。浦が彼を見たところ、衣服は垢まみれではあったが、顔立ちは爽やかで俗離れしたところがあった。そこで「お前は何処からやってきたのかね」と訊ねると、答えてこう言った。「私はずっと以前に馮六郎様に雇っていたで、河中におりました。長い歲月、忠勤に励みましたので、親任厚いものがございませう。ところが先日、六郎様が絳州の軒轅四郎様と共にこちらにおいでになり、下判官に腰帯を買おうと求められました。私は判官様のもとで酒代をせびり、あげくに口論にまでなつてしまいました。六郎様は私に嘘偽りがあつたと思われ、退けてこの地に留められたのです。賤しい雇われ者の身として懐は寂しく、手形も持つておりませんで、関所を越えることも出来ませんで。うけたまわれれば貴方様はこれから西に向かわれるとの由、もしもお縋りして帰ることができませすれば、願いが叶います。頑迷下賤な私をお見捨てにならず、御鞭撻いただければ、小人の分際として幸甚に存じます」と。そこで浦はこれを承知した。

【校記】 1

- ①「某早蒙」、会校本は「前早晚」に作り、校記に「原作『某早蒙』。現據孫本・沈本改」という。伝奇輯校本は、さらに「『永樂大典』卷七三三八引『太平廣記』『蒙』作『受』」と付け加える。
- ②「絳」、会校本校記に「沈本作『與馮』」とある。
- ③「丐」、会校本は「取」に作り、校記に「原作『丐』。現據孫本・沈本改」という。
- ④「有」、黄本・四庫本・筆記本は「其」に作る。会校本には言及なし。
- ⑤「斥留於此」、会校本は「不肯相留」に作り、校記に「原作『斥留於此』。現據孫本・沈本改」という。
- ⑥「傭」、会校本は「貧」に作り、校記に「原作『傭』。現據孫本・沈本改」という。
- ⑦「儻」「儻」、底本は「償」に作るが、これでは意味をなさない。許本・黄本・四庫本・筆記本はいずれも「某」に作る。伝奇輯校本は「某」に改め、「按、『償』疑爲『倘』字形譌」という。会校本には言及なし。李氏の按語が言うように「倘」は「償」と字形が似ており、意味も「儻」と同じで通用する。あるいはまた、「儻」と「償」も字形が似るところから、魯

魚の誤りを犯したとも考えられる。ここは敢えて「某」を取らず、「儻」に改める。

【注】 1

○韋浦 『唐五代人物伝記資料総合索引』には名前が見えず、『唐五代五十二種筆記小説人名索引』も本話を挙げるのみ。『旧唐書』卷一九下・僖宗本紀の乾符三年（八七六）の条に、濮州刺史韋浦の名が載るが、同一人物か否かは不明。ただ、『河東記』の成立が開成（八三六〜八四〇）の始め頃とすると、やや時間が空きすぎるようにも思われる。

○壽州 地名。現在の安徽省寿县。六安市中の北に位置する。

○土曹 官名。府や郡の佐吏で工役を司る。『新唐書』卷四九下・百官志四下・外官に「土曹司土參軍事、掌津梁、舟車、舍宅、工藝（土曹・司士・參軍事は、津梁、舟車、舍宅、工藝を掌る）」とある。

○赴選 吏部の選考に赴く。赴銓。『太平広記』にも散見される言葉で、卷二七七・夢二・夢休徵上「陳安平」には、「給事中陳安平子、年滿赴選（給事中の陳安平の子、年満ちて選に赴く）」とあり（出典は唐・張鷟『朝野僉載』）、任期が満了となる頃、吏部に赴いて新たな任官の銓衡を受けたことが分かる。

卷一四九・定数四「馬遊秦」には、「吏部令史馬遊秦、開元中、以年滿當選。時侍郎裴光庭、以本銓舊吏、問其所欲、遊秦不對

（吏部令史の馬遊秦、開元中に、年満ちるを以て選に当たる。

時に侍郎の裴光庭は、本銓の旧吏を以て、其の欲する所を問ふも、遊秦は対へず」と、その様子が窺われる（出典は唐・鍾籛『前定録』）。また卷一五四・定数九「韋貫之」には「武元衡與韋貫之、同年及第、武拜門下侍郎。韋罷長安尉、赴選。元衡以爲萬年丞（武元衡韋貫之と与に、同年に及第し、武は門下侍郎を拝す。韋は長安の尉を罷め、選に赴く。元衡以て万年の丞と為す）」とある（出典は唐・温畬『統定命録』）。任期満了を待たず、本人の意向でこの銓衡を受けることもあったようである。

○閿郷 県名。河南省虢州の西、黄河の南岸に位置する。潼関を間近にして閿郷駅が置かれていた。嚴耕望『唐代交通図考』第一卷「京都関内区」『篇貳 長安洛陽驛道』参照（中央研究院歴史語言研究所 一九八五年）。『太平広記』では、十二話にこの地名が見えるが、卷三七七・再生「孫迴璞」では、冥府から孫迴璞を迎えに来た鬼が、長安に向かう孫と同行し、潼関通過を前にこの地で一旦別れている（出典は南朝齊・王琰『冥祥記』）。また、卷四一六・草木一一・木怪下「江叟」では、この地に槐の樹神が現れる（出典は唐・裴鉞『伝奇』）。

○逆旅 宿屋。旅館。「逆」は「むかえる」の意で、旅客を迎

える所。常用の語で、『河東記』においても他に「蕭洞玄」（卷四四・神仙四四）、「韋丹」（卷一一八・報応一七・異類）、「獨孤遐叔」（卷二八一・夢六・夢遊上）に用例が見える。

○就食 もとは「食事に行く」の意味（用例は『史記』卷六・秦始皇本紀など）とされるが、ここでは「食卓に向かう」「食事にとりかかる」といったニュアンスであろう。『河東記』では、「板橋二娘子」（卷二八六・幻術三）に「季和將發、就食（季和將に発せんとして、食に就く）」とある。

○忽有 不意に現れる。これも常用の語で、『河東記』では他に五例。例えば「胡媚兒」（卷二八六・幻術三）に「唐貞元中、楊州坊市間、忽有一伎「妓」術丐乞者（唐の貞元中に、楊州の坊市の間、忽ち一の伎術もて丐乞する者有り）」、「段何」（卷三四九・鬼三四）に「忽有一丈夫、自所居壁縫中出（忽ち一丈夫の、居る所の壁縫の中目り出ずる有り）」とあり、主要人物の登場、事件の発端の際に効果的に用いられている。

○歸元祖 『唐五代人物伝記資料総合索引』には名が見えず、『唐五代五十二種筆記小説人名索引』も本話を挙げるのみ。なお、李華「潤州天郷寺故大德雲禪師碑」に「景龍歲 受具於本州龍興寺元昶律師（景龍の歲、本州龍興寺の元昶律師に受具す）」とあり（『全唐文』卷三二〇）、僧名として用いられていたことが分かる。下僕の名としては立派過ぎるようにも思われるが、

委細は不明。また「元昶」には南詔国の言葉で天子と臣下の意味があつたようで、『新唐書』卷三二上・南蛮伝・南詔に「王自稱曰元、猶朕也。謂其下曰昶、猶卿爾（王自ら稱して元と曰ふは、猶ほ朕のごときなり。其の下を謂ひて昶と曰ふは、猶ほ卿のごときのみ）」という。『太平広記』においても、卷四八三・蛮夷四「南詔」に見える王の驃信の詩に「元昶同一心、子孫堪貽厥（元昶一心を同じうすれば、子孫貽厥すに堪へん）」の句がある（出典は後蜀・金利用『玉溪編事』）。おそらくは偶然の一致と思われるが、何か暗示あるいは寓意が込められているとすれば面白い。ただ、その有無についても不明。

○鞭轡 馬を制御するムチと手綱。転じて人に仕えて力を尽くす意味にも用いるが、ここでは字義通り、馬の世話をする仕事をしていたことを言う。『太平広記』卷四三五・畜獸二・馬「韓晞」に「即令召之、遣取鞭轡（即ち令して之を召さしめ、鞭轡を取らしむ）」の用例が見える（出典は唐・皇甫氏『原化記』）。

○願備 「願」は、……したいと思う。「備」は、人数に加える。人数に加えていただきたいと思う。『太平広記』では、卷六九・女仙一四「張雲容」に「遂跳出曰、適聞夫人云、好人豈易逢耶。昭雖不才、願備好人之數（遂に跳出して曰く、「適たま夫人の「好人豈に逢ひ易からんや」と云へるを聞く。昭は不才なりと雖も、願はくは好人の數に備へられんことを）」（出

典は唐・裴鉞『伝奇』、「薛昭」のタイトルでも知られる）、
卷三七〇・精怪二・雜器用「崔穀」に「穀不應、又曰、我尚壯。
願備指使。何見拒之深耶（穀心へざれば、又た曰く、「我は尚
ほ壮なり。願はくは指使に備へられん。何ぞ拒まることの深き
や」と）」（出典は唐・張讀『宣室志』）とある。

○廝養 雑用係。雑役夫。本訳注稿（六）「呂群」の【注】1「廝
養」参照。

○神彩爽邁 「神彩」は、顔の表情やその輝き、「爽邁」は、
さわやかで超絶しているさま。『太平広記』卷四三・神仙四三
の「薛玄眞」に「神彩俊邁」の語が見える（出典は前蜀・杜光
庭『仙伝拾遺』）。ただ、同一の四字句は他に見当たらない。

○何従 どこから。『河東記』では、「板橋三娘子」（卷二八六・
幻術三）に「店娃三娘子者、不知何従來（店娃の三娘子なる者
は、何れ従り来れるかを知らず）」、「蘊都師」（卷三五七・夜
又二）に「今寺門已閉、夫人何従至此（今寺門は已に閉づるに、
夫人何れ従り此に至れるや）」とある。

○馮六郎 この人物については、物語の終盤で素姓が明かされ
る。

○河中 府の名。山西省永濟県の西。『河東記』では、他に「韓
弁」（卷三四〇・鬼二五）、「踏歌鬼」（卷三四六・鬼三一）に
この地名が見える。

○歲月頗多 長い年月を経る。『河東記』では、「韋丹」（卷一
一八・報応一七・異類）に「洪州使廳前、有自莢樹一株、歲月
頗久（洪州使庁前に、自莢の樹一株有り、歲月頗る久し）」とあ
る。

○給事 貴人のそばに仕える。給侍。『太平広記』中にも、卷
一八八・権侍の「魚朝恩」に「年十四五、始給事於内殿（年十
四五にして、始めて内殿に給事す）」（出典は唐・蘇鸞『杜陽雜
編』）、卷三六八・精怪一・雜器用偶像附の「南中行者」に「嘗
有一行者、年少給事諸僧（嘗て一行なる者有り、年少にして諸
僧に給事す）」（出典は後周・王仁裕『玉堂閑話』）などの用例
が見える。

○親任 親しくして信任する。『後漢書』卷四三・朱穆伝に「冀
亦素聞穆名、乃辟之、使典兵事、甚見親任（冀亦た素と穆の名
を聞き、乃ち之を辟し、兵事を典らしめ、甚だ親任せらるる）」と
ある。

○絳州 州の名。山西省新絳県。

○軒轅 黄帝の名。軒轅の丘（河南省新鄭県）に居たところか
ら、こう呼ばれたという。一説に、身分の高い者が用いる軒車・
冕冠を作ったからとも言われる。『史記』卷一・五帝本紀に「黃
帝者、少典之子、姓公孫、名曰軒轅（黄帝なる者は、少典の子
にして、姓は公孫、名を軒轅と曰ふ）」とある。軒轅四郎につい

ても、物語の終盤で素姓が明かされる。

○判官 官名。節度使・監察使の属官で、文書をつかさどった。下判官についても、物語の終盤で素姓が明かされる。

○腰帶 官員が腰に巻く皮帶。官位の高下によって異なり、身分をあらわした。ただ、官位を示す帯は、朝廷あるいは官府から下賜されるものであろうから、ここでいう「腰帶」は、単に衣服の帯の意味かと思われる。それにしても何故腰帶を買うのか、その辺りの事情が分からない。またこの「求下判官買腰帶」の句については、現代中国語訳の北京燕山本・天津古籍本が原文そのまま、河北教育本は「找下判官買腰帶」、邦訳では西本芳男訳が「下判官から腰帶を買った」、前野直彬訳が「下判官どのから腰帶を買おうとなされた」となっている。(西本訳は、『新釈太平広記鬼部三』二〇〇五年、自家版の二二二頁。前野訳は、『六朝・唐・宋小説選』中国古典文学大系・平凡社、一九六八年の三八〇頁。)「判官から腰帶を買う」が多数を占めているが、「下判官が腰帶を買うことを求める、下判官に腰帶を買うよう求める」と取ることも可能であり、この方が読みとして自然なように思われる。今、敢えてこの訳としておく。待考。

○丐 乞う。求める。

○茶酒直 「直」は「値」に同じ。酒代、飲み代の意味であるうが、用例が他に見当たらない。『太平広記』卷七三・道術三「鄭君」に「唐貞元末、鄭君知鹽鐵信州院。常有頑夫、不察所從來、每於人吏處恐脇茶酒。鄭君擒至答脊(唐の貞元末、鄭君塩鉄の信州の院をつかさど知る。常て頑夫の、従りて来る所を察せざる有り、毎に人吏の処に於いて茶酒を恐脅す。鄭君擒へて背に答するに至る)」とある(出典は唐・盧肇『逸史』)。この「頑夫」が実は打たれても死なない不思議な術者であったという話で、事情は異なるが、役人に飲食あるいは飲食代をたかる者の存在を示している興味深い。

○言語相及 互いに言及する。言い争う。意外に用例が見当たらないが、『説文解字』三篇上・言部「譔」に「譔語、語相及也(譔は語、語相ひ及ぶなり)」(『康熙字典』西集上・言部十四画「譔」の引用では「『説文』言語相及也」とある。「譔」は、たたみかけていう。「譔」も、たたみかけていう、むやみにいう、そしる、ののしりあう、などの意味を持つ。

○斥 退ける。責める、糾弾する。

○傭賤 雇われ人の賤しい身分。前蜀・杜光庭『神仙感遇伝』卷二「權同休友人」に「雇者曰、余少有失、謫爲傭賤。……(雇者曰く、「余少くして失有り、謫せられて傭賤と為る。……」)」とある(『道蔵』洞玄部・記伝類)。

○**尠** わずか。少ない。

○**資用** よりどころとする資金。『戦国策』卷三・秦一「資用之絶、去秦而歸(資用の絶ゆるや、秦を去りて帰る)」、『国語』卷三・周語下「田疇荒蕪、資用乏匱、君子將險哀之不暇(田疇荒蕪し、資用乏匱せば、君子は將に險哀にも之れ暇あらざらんとす)」など。『太平広記』では、卷三六八・精怪一・雑器用偶像附「虢國夫人」の「資用頗乏、無計保借(資用頗る乏しく、計の保借する無し)」(出典は唐・李隱『大唐奇事』)など、十例以上。

○**符牒** 公文書の総称。お上の書き付け。『貞観政要』卷三・君臣鑑戒第六に「聽受辭訟日有數百、此則讀符牒不暇(辭訟を聽受すること日に數百有れば、此れ則ち符牒を讀むに暇あらず)」の用例が見える。『太平広記』では、卷二一〇・医三「陳寨」に「驛吏持符牒、以次傳授(驛吏符牒を持ち、次を以て伝授す)」(出典は南唐・徐鉉『稽神録』)とあるのを始めとして、六例。

○**關禁** 関所の門の取り締まり。『春秋左氏伝』文公十一年「宋公於是以門賞彰班、使食其征(宋公是に於いて門を以て彰班を賞し、其の征を食さしむ)」の孔穎達の疏に「是關禁之重、異於城門(是れ關禁の重きこと、城門に異なれり)」とある。『太平広記』では、卷四五五・狐九「張謹」に「時秦隴用兵、關禁嚴急(時に秦隴兵を用ひ、關禁は嚴急なり)」の用例が見える(出

典は南唐・徐鉉『稽神録』)。

○**二十二郎** 韋浦を指すことは文脈から明らかであるが、初対面の彼が何故浦の排行を知っていたのか説明もなく、いささか唐突な印象を受ける。

○**獲歸** 帰る機会を手に入れる。帰ることができる。『太平広記』では他に二例、うち一例は『河東記』の「党國清」(卷三〇七・神一七)で、「鴈門有磨笄山神。存古常禱其廟、願得生還、近者以赦獲歸(雁門に磨笄山の神有りて、存古常に其の廟に禱り、生きて還るを得んことを願ふ。近ごろ赦を以て帰るを獲たり)」とある。

○**爲願足** 願いがかない満足する。常用の語のように思われるが、意外に用例が見当たらない。わずかに北魏・吉迦夜・曇曜訳『雜寶藏經』卷一〇「婆羅門婦欲害姑縁」に「婦答夫言、今我世供、資養無幾。若得天供、是爲願足。頗有妙法、可生天不(婦夫に答へて言へり、「今我世供し、資養すること幾ばくも無し。若し天供を得れば、是れ願ひ足れりと為す。頗る妙法有り、天に生まるるべきや不や」と)とある(『大正新脩大藏經』第四卷・本縁部下・四九八頁中段)。

○**不棄** ……をお見捨てでないならば。自身を卑下した言い方。『河東記』では、「盧佩」(卷三〇六・神一六)に「婦人曰、但不棄細微、許奉九郎巾櫛、常得在太夫人左右則可。安敢論功乎

(婦人曰く、「但だ細微を棄てずして、九郎の巾櫛を奉ずるを許され、常に太夫人の左右に在るを得ば則ち可なり。安ぞ敢て功を論ぜんや」と)、「申屠澄」(卷四二九・虎四)に「澄遂修子壻之禮、祛囊以遺之。媼悉無所取、曰、但不棄寒賤、焉事資貨(澄遂に子壻の礼を修め、囊を祛^{はら}ひて以て之に遺る。媼悉く取る所無くして、曰く、「但だ寒賤を棄てざれば、焉くんぞ資貨を事とせん」と)」とある。

○頑下 頑迷で下賤。自身を卑下している。宋代の用例ではあるが、張君房『雲笈七籤』卷一〇四・伝の「太元真人東嶽上卿司命眞君傳」に「固衷頑下、不達道德(固・衷は頑下にして、道德に達せず)」とある。

○鞭驅 馬に鞭打つて奔走する。転じて、人のために奔走し働く。晋・皇甫謐『帝王世紀』に「銜勒英雄、鞭驅天下(英雄を銜勒し、天下を鞭驅す)」の語が見える(『芸文類聚』卷一一・帝王部二、『太平御覽』卷八七・皇王部一二・漢高祖皇帝)。「太平広記」では、卷四九二・雜伝記九「靈應傳」(撰者不詳)に「然後檄馮夷、説巨靈、鼓子胥之波濤、混陽侯之鬼怪、鞭驅列缺、指揮豐隆、……(然る後に馮夷に檄し、巨靈に説き、子胥の波濤を鼓し、陽侯の鬼怪を混へ、列缺を鞭驅し、豐隆を指揮し、……)」とある。

○小人之分 「小人」は、身分の低い人間、つまらない人物。

転じて、身分の高い者に対する謙つた自称。『春秋左氏伝』隱公元年に載る穎考叔の話(母の姜氏を幽閉した鄭の莊公に翻意を促し、地下道で和解させた)に「小人有母、皆嘗小人之食矣、未嘗君之羹。請以遺之(小人に母有り、皆小人の食を嘗^なむるも、未だ君の羹を嘗めず。請ふ以て之に遣らんことを)」とある。「分」は、身分、分際、分限。「小人之分」は、「君子と小人の違い」を言う常套句「君子小人之分」の用例は多いが、本話のような例は他に見当たらない。常用の語のように思われるが、意外である。

○又何幸焉 白居易の「答戸部崔侍郎書」に「而不佞者、又何幸焉(而うして不佞なる者、又た何ぞ幸ひなるや)」の語が見える(『白氏文集』卷二八、『全唐文』卷六七五)。「何幸」は『太平広記』にも散見され、卷五三・神仙五三「麒麟客」に「茂實喜曰、何幸(茂実喜ひて曰く、「何ぞ幸ひなるや」と)」「(出典は唐・李復言『続玄怪録』)、卷一六七・氣義二「陽城」に「俶泣涕曰、若然者、微軀何幸(俶泣涕して曰く、「若し然らば、微軀何ぞ幸ひなるや」と)」「(出典は唐・温庭筠『乾驥子』)などである。

【原文】2

食畢、乃行十數里、承順指顧、無不先^①意。浦極謂得人。俄而

憩於茶肆、有扁乘數十適至。方解轆^②縱牛、斫草路左。歸趨過牛羣、以手批一牛足、牛即鳴痛不能前。主初不之見、遽將求醫。

歸謂曰、吾常爲獸醫。爲爾療此牛。即於牆下捻碎土少許、傅牛

③脚上。因疾驅數十步、牛遂如故。衆皆興嘆、其主乃賞^④茶二斤

⑤。即進於浦曰、庸奴幸蒙見諾、思以薄伎所獲、傲獻芹者。浦益憐之。

【訓読】 2

食畢^{をば}、乃ち行くこと十數里、指顧に承順にして、意に先んぜざるは無し。浦極めて人を得たりと謂^{おも}へり。俄かにして茶肆に憩^{やす}ふに、扁乘數十の適^{たま}至る有り。方に轆^{ながえ}を解きて牛を縦^たち、草を路左に斫^かましむ。歸趨^{はし}りて牛群を過ぎ、手を以て一牛の足を批^うつに、牛は即ち鳴痛して前^{すす}むこと能はず。主初め之を見ず、遽^{には}かに將に医を求めんとす。歸謂ひて曰く、「吾常^かて獣医^た爲り。爾が爲に此の牛を療^いさん」と。即ち牆下に於いて土を捻碎^{ねんさい}すること少し許りにして、牛の脚上に傅^のく。因りて疾駆せしむること數十歩にして、牛遂に故^{もと}の如し。衆皆興嘆し、其の主乃ち茶二斤を賞^{あづか}す。即ち浦に進めて曰く、「庸奴幸ひに諾せらるるを蒙りたれば、薄伎の獲る所を以て、芹を獻^{けん}ぜし者に倣^{なま}はんと思ふ」と。浦益ます之を憐れむ。

【訳】 2

食事を終え、十數里ほど行く間に、指図に従順で、こちらの氣持に先だつて何でもしてくれる。浦は本当に良い下僕を得たと思つた。間もなく茶店で休憩したが、たまたま小さな車數十台がやつて来て、牛を車の長柄から解き放つて、道端で草を食べさせた。すると牛が牛の群のなかを走り過ぎ、一頭の牛の足を手で打つた。牛は鳴いて痛がり、歩くことが出来なくなつてしまつた。それを最初見ていなかった飼主が、慌てて獣医を呼ぼうとすると、帰はこう言つた、「私は以前、獣医をしておりました。お前さんの爲にこの牛を治してあげましょう」。そして塀の下で土を少しばかりひねつて碎き、牛の脚に塗りつけた。そうして牛を數十歩走らせると、牛はもと通りに戻つた。人々はみな感嘆し、飼主はそこで茶二斤を褒美にくれた。帰はすぐにそれを浦に贈り、「私めは、幸いに雇うことを御承諾いただけましたので、つまらぬ技で手に入れました品で、セリを献上した者に倣^{なま}りたいと存じます」と言つた。浦は益々彼のことが入氣に入った。

【校記】 2

①「先」、会校本は「適」に作り、校記に「原作『先』。現據孫本・沈本改」という。伝奇輯校本は「先」に作り、「按、

先意、謂揣摩人意」として『韓非子』八姦篇の用例を引く。

『韓非子』の用例については、「先意」の注を参照。

②「轅」、会校本校記に「沈本作『車』」とある。

③「牛」、会校本校記に「沈本作『其』」とある。

④「賞」、底本は「賞原作買。據明鈔本改」と注記する。会校

本も「賞」に作り、校記に「原作『買』。現據孫本・沈本」

という。伝奇輯校本も「賞」に作り、注記なし。許本・四庫

本・筆記本いずれも「買茶」に作る。

⑤「二斤」、許本は「二斤」の下に「餽之」の二字あり。会校

本・伝奇輯校本いずれにも言及なし。

【注】2

○承順 相手の意向に従い服する。『史記』卷六・秦始皇帝本紀に「宇縣之中、承順聖意（宇県の中、聖意に承順す）」とある。

もとは『礼記』樂記篇に「理發諸外、而民莫不承順（理諸を外に発して、而して民承順せざる莫し）」と見える言葉。『太平広

記』では他に一例。卷二七五・童僕奴婢附「却要」に「湖南觀

察使李庾之女奴、曰却要、美容止、善辭令。……而巧媚才捷、

能承順顔色、姻黨亦多憐之（湖南觀察使李庾の女奴、却要と曰

ひ、容止美しく、辞令を善くす。……而して巧媚才捷にして、

能く顔色を承順すれば、姻党も亦た多く之を憐む）」とある（出

典は唐・皇甫枚『三水小牘』）。

○指顧 命令を出す。指図する。『新唐書』卷一八九・趙婉伝

に「自號令指顧、羣兒無敢亂（自ら号令指顧し、群兒敢へて乱すもの無し）」とある。他に「指で示し、目で見るとあるいは「極めて短い時間」の意味でも用いられ、いずれも『太平広記』中

に用例が見える。「命令、指図する」の意味では、たとえば卷

三六八・精怪一・雜器用偶像附「號國夫人」の「又會人言語、

隨指顧、無不應人使用（又た人の言語を会し、指顧に随ひて人

の

使用に應ぜざるは無し）」がある（出典は唐・李隱『大唐奇事』）。

○先意 人の意向を推し量り、先立つて動く。『韓非子』卷二・

八姦篇に「此人主未命而唯唯、未使而諾諾、先意承旨、觀貌察

色以先主心者也（此人主の未だ命ぜざるに唯唯とし、未だ使はざるに諾諾とし、意に先んじて旨を承け、貌を觀て色を察して以て主の心に先んぜんとする者なり）」とある。『太平広記』

では他に二例、卷三七二・精怪五・凶器下「張不疑」の第二話

「又」に「金釭美言笑、明利輕便。事不疑、皆先意而知、不疑

愈惑之（金釭言笑美しく、明利輕便なり。不疑に事へて、皆意

に先んじて知れば、不疑は愈之に惑ふ）」（出典は唐・鄭還

古『博異記』および唐・張薦『靈怪集』）、卷四八六・雜伝記

三「長恨傳」に「非徒殊艷尤態、獨能致是。蓋才知明慧、善巧

便佞、先意希旨、有不可形容者焉（徒だ殊艷尤態の、独り能く

是を致すのみに非ず。蓋し才知明慧・善巧便佞にして、意に先んじて旨を希^{こひねが}ひ、形容すべからざる者有ればなり」とある。

○得人 よい人物を得る。古くは『論語』雍也篇に「子曰、女得人焉耳乎（子曰く、「女人を得たるか」と）」とある。『太平広記』では、卷八二・異人二「管子文」に「庶政得人即治、苟不得人、雖才如伊呂、亦不治（庶政人を得れば即ち治まり、苟しくも人を得ざれば、才は伊・呂の如きと雖も、亦た治まらず）」（出典は唐・李隱『大唐奇事』）とあるなど数例。

○茶肆 茶を売る店。「茶肆」は、宋代以降は常見の語となるが、それ以前の文献には殆ど現れない。ただ、飲茶の習慣が一般的となる唐代後半期には、茶を売る店は数多く存在した筈である。『旧唐書』卷一六九・王涯伝にも「涯等倉惶步出至永昌里茶肆、爲禁兵所擒、并其家屬奴婢皆繫於獄（涯等倉惶として歩み出でて永昌里の茶肆に至り、禁兵の擒ふる所と爲り、其の家屬奴婢を并せて皆獄に繋がる）」とあり、「權茶（茶の専売）」の制度で人々の恨みを買った王涯は、甘露の変の際に都の茶肆で捕えられている。

○扁乘 小さな乗り物。小さな車乗。「扁」は、小さい。ただ、熟語としては珍しく、他に用例が見つからない。『漢語大詞典』は、本話の用例を挙げる（第七冊三六二頁）

○轆 牛や馬に牽かせるため、車体の前方につき出ている棒ながえ。

○齧草 草をかむ。『河東記』では、「盧從事」（卷四三六・畜獸三・馬）に「遂奮迅數遍、嘶鳴齧草如初（遂に奮迅すること數遍、嘶鳴して草を齧むこと初めの如し）」とある。

○路左 道ばた。常用の語で、『太平広記』にも計十五例。また似た言葉に「道左」があり、『河東記』の「党國清」（『太平広記』卷三〇七・神一七）に用例が見える。その【注】2「道左」参照。

○初 はじめ、当初。後に否定詞を伴って「はじめからずつとくはない」「まったくくはない」といった意味になるが、ここは文脈から推して「はじめ、当初」の意味であろう。なお「初不」は、『河東記』では他に「盧佩」（卷三〇六・神一六）、「韓弁」（卷三四〇・鬼二五）、「崔紹」（卷三八五・再生二一）、「申屠澄」（卷四二九・虎四）に見える。本訳注稿（五）「盧佩」の【注】2および「韓弁」の【注】を参照（『名古屋大学語学文学論集』第三一輯、一四五頁、一二三頁）。

○獸醫 家畜など動物を治療する医師。「獸醫」は官職として古く『周礼』天官に見え、『隋書』百官志や『旧唐書』職官志・『新唐書』百官志にも記載がある。ただ、ここは官職としての獸医ではないであろう。『太平広記』では、この一例のみ。

○牆 煉瓦や石で造った囲い。へい。

○捻碎 ひねりくたく。撚碎。「撚」の音はネン、指でねじる、ひねるの意。「捻」の音はデフ（ジヨウ）、指で物を取る、手に持つの意であるが、ネンと読んで指でつまむ、ねじる、ひねるの意味となり、通用する。宋・張君房『雲笈七籤』卷一一三上・伝の「王水部」に「角藥兩丸小於麩粟、撚碎於合上、復以火燒之（角藥兩丸の麩粟より小ささを、合上に撚碎し、復た火を以て之を焼く）」とある。（道教典籍選刊本による。四庫全書本、四部叢刊本『雲笈七籤』では、卷一一二・神仙感遇伝下。『神仙感遇伝』は、前蜀・杜光庭の撰。）この他に宋・吳彦夔『伝信摘用方』卷二、明・朱橚『普濟方』卷二八〇、卷三〇二など、医書に用例が見られ、薬の原料をもみ砕くことをいう熟語のようである。

○傳 塗る。『河東記』では、「黒叟」（卷四一・神仙四二）に「薄傳粉黛」、「馬朝」（卷三二〇・神二〇）に「傳藥」の用例が見える。

○歩 「歩」は、ふたあし進むこと。二足分の長さが一步。

○興嘆 「興歎」に同じ。感嘆する。韓愈の「駑驥」に「喟余獨興歎、才命不同謀（喟なげきて余は独り歎を興す、才命は謀を同うせず）」の句がある（『韓昌黎文集』卷二、『全唐詩』卷三三七）。

○斤 唐代の一斤は、約六〇〇グラム。

○庸奴 つまらぬ人間。『史記』卷八五・張耳列伝に「外黃富人女甚美、嫁庸奴、亡其夫、去抵父客（外黃の富人の女甚だ美なるも、庸奴に嫁し、其の夫より亡げ、去りて父の客に抵る）」とある。また下男、使用人の意味にも用いる。ここでは、自分を卑下した言い方。『太平広記』の中で自称として用いているのは、この一例のみ。

○薄伎 取るに足りない技術。薄技。『史記』卷一二九・貨殖列伝に「酒削薄技也、而郅氏鼎食（酒削は薄技なるに、而るに郅氏は鼎食す）」とある。『太平広記』には、「薄技」と併せて計七例、うち卷三〇六・神一六「盧佩」は『河東記』の話で、「婦人曰、彦伯國醫、無容至此。妾有薄技、不減王彦伯所能。……（婦人曰く、「彦伯は国医なれば、此に至る容ゆき無し。妾に薄技有り、王彦伯の能くする所に減せず。……）」とある。

○獻芹 人に物を贈る際の謙辞。セリのようなつまらない物を献上する。『列子』楊朱篇第七に見える故事を踏まえる。昔、豆や芹を美味いと思っている者がいて、それを村の有力者に食べるよう勧め、皆の物笑いになったという話。

【原文】 3

次於潼關 主人①有稚兒戲於門下。乃見歸以手控其背②、稚兒即驚悶絕。食頃不寤。主人曰、是狀爲中惡、疾呼二娘、久方至。二娘巫者也。至則以琵琶迎神。欠嚏③良久、曰、三郎至矣。傳語主人。此客鬼爲祟。吾且錄之矣。言其狀與服色、眞④歸也。又曰、若以蘭湯浴之、此患除矣。如言而稚兒立愈。浦見歸所爲、已惡之。及巫者有說、呼則不至矣。

【訓読】 3

潼關に次るに、主人に稚兒有りて門下に戯る。乃ち帰の手に以て其の背を控つくに、稚兒即ち驚き悶絶するを見る。食頃にして寤めず。主人曰く、「是の状は中惡た爲り」と。二娘を疾呼するに、久しくして方はめて至る。二娘は巫者なり。至れば則ち琵琶を以て神を迎ふ。欠嚏けんていすること良やく久しくして曰く、「三郎至れり。主人に伝語す。此れ客鬼の祟りを爲せり。吾且ま且に之を録さんとす」と。其の状と服色とを言ふに、眞まに帰なり。又曰く、「若し蘭湯を以て之に浴あぶれば、此の患除かる」と。言の如くして稚兒立たちに愈いゆ。浦は帰の爲す所を見て、已に之を悪む。巫者の説く有るに及びて、呼べば則ち至らず。

【訳】 3

潼關に泊まると、宿の主人の子供が戸口で遊んでいた。すると帰が手でその背を突き、子供が驚き苦しんで気を失うのが見えた。しばらくしても意識が戻らず、宿の主人は「この症状は、

中惡に罹ったものだ」と言い、二娘を大急ぎで呼んだところ、随分経ってやっと姿を見せた。二娘は巫女であった。やって来ると琵琶を奏でて神を迎え、しばらく欠伸やクシヤミをしたのち言った、「三郎が参った。主人に伝える。これは客鬼が祟りをなしておるのじゃ。わしがそやつを捕らえてやろう」と。そしてその容貌と服装を言ったが、まさしく帰にそっくりであった。さらにこう言った、「もし蘭の湯を浴びせれば、この疾患は除かれるであろう」と。その言葉通りにすると、子供はたちどころに平癒した。浦は帰のしたことを見て、もう彼のことを悪んでいた。巫女が語るに及んで帰を呼びつけたが、彼は現れなかった。

【校記】 3

- ①「人」、会校本校記に「孫本・沈本作『吏』」とある。伝奇輯校本注記にも「明鈔本・孫校本作『吏』」とある。
- ②「控其背」、会校本は「捫其首」に作り、校記に「原作『控其背』。孫本作『捫其背』。現據沈本改」という。伝奇輯校本は「捫其背」に作り、「按、控、搗、擊」という。
- ③「嚏」、会校本校記に「孫本・沈本作『呻』」とある。伝奇輯校本は「嚏」に作り、「按、疑當作『欠伸』」という。

④「眞」、会校本は「即」に作り、校記に「原作『眞』。現據孫本・沈本改」という。伝奇輯校本も「即」に作り、「原作『眞』、據明鈔本・孫校本改」と注記する。

【注】3

○潼關 関所の名。陝西省潼関県の東南。南流する黄河が、華山に衝突して東に流れを変える大屈曲部にあたり、古来、交通・軍事の要地であった。東から都での科挙に赴くには、先ず東都の洛陽を過ぎて函谷関を抜け、次に潼関を通つて長安に入ることになる。また、関所を過ぎた地点に潼関駅が置かれ、ここに宿泊することが出来た。

○挫 突く。

○悶絶 苦しみもだえて気を失う。

○食頃 食事をするほどの時間。短い時間。『史記』卷二七・天官書に「有日無雲不風、當其時者、稼有敗。如食頃小敗、熟五斗米頃大敗（日有りて雲無く風ふかず、其の時に当たれば、稼に敗有り。如し食頃ならば小敗し、五斗米を熟す頃ならば大敗す）」とある。常用の語で、『河東記』では他に「韋丹」（卷一一八・報応一七・異類）、「成叔弁」（卷三四四・鬼二九）にも見える言葉。

○中惡 一般に「悪気にあたる、急病にかかる」の意味で用いられる。ただ、ここは『漢語大詞典』が②の意味として示す、

漢方で言う特定の病名を指すと思われる。同書によれば（第一冊六〇八頁）俗に「中邪」と呼ばれる病気で、不正の気が犯されて生じ、錯乱による譫言、あるいは昏倒失神などの症状を引き起こすという。唐・段成式『酉陽雜俎』卷五・怪術に「僧半日方能言、如中惡狀（僧は半日にして方めて能く言ふも、中惡の状の如し）」とある。

○疾呼 あわただしく呼び叫ぶ。『太平広記』にも計五例。なお、北京燕山出版社本の現代中国語訳および西本訳は、この「疾呼二娘」までを主人の言葉とする。しかし、「疾呼」は、あわただしく呼ぶ様を描写する際に用いられ、「疾く呼べ」といった話し言葉としての用例を知らない。「二娘」という人名が地の文に唐突に現れるのは、確かに不自然ではあるが、後文「二娘巫者也」の説明で、その唐突さを補っているのではないだろうか。他の諸本の句読・翻訳に従い、「是狀爲中惡」のみを主人の言葉と見做すことにする。

○巫者 みこ。かんなぎ。『河東記』では、他に「盧佩」（卷三〇六・神一六）、「党國清」（卷三〇七・神一七）の二話に見える。「盧佩」の注を参照。

○以琵琶迎神 琵琶を奏でて神を迎える。巫女が琵琶を演奏して神降ろしをし、吉凶を告げる「琵琶卜」などをいう。早い資料としては、東晋・荀氏『靈鬼志』や南朝宋・劉敬叔『異苑』

卷六に載る南平国の蛮兵の話があるが、唐代では張鷟『朝野僉載』卷三に、この琵琶卜を能くした江南洪州の何婆、崇仁坊の阿来婆二人の記事が見える。李賀の「惱公」にも、「跳脱看年命、琵琶道吉凶（跳脱に年命を看、琵琶に吉凶を道ふ）」とある（『昌谷集』卷二、『全唐詩』卷三九二）。なお、「跳脱」は「条脱」とも記し、腕輪のこと。これを使う占いがあつたのであろうか。李賀は他に「神弦」において、鬼神を招く巫女の様子を詠っており、そこに「相思木帖金舞鸞、攢蛾一嚏重一彈（相思の木には帖く金の舞鸞、蛾を攢めて一嚏し重ねて一彈）」の句が見える（『昌谷集』卷四、『全唐詩』卷三九三）。「相思木」は、琵琶の材料ともなる熱帯産の巨木の名。この樹で作つた琵琶の胴に、金の鸞の模様が飾られているさまをいう。吉凶占いのことは見えないが、神迎への祭祀の際に、やはり琵琶が奏でられている。同じ中唐の王建の「賽神曲」に「男抱琵琶女作舞、主人再拜听神語（男は琵琶を抱き女は舞を作し、主人は再拜して神の語を聞く）」（『全唐詩』卷一九八）、「華嶽廟」には「女巫遮客買神盤、爭取琵琶廟裏彈（女巫客を遮りて神盤を買はしめ、争ひて琵琶を取りて廟裏に弾く）」（『全唐詩』卷三〇一）とあり、こうした資料から、神託を伺う際に琵琶が演奏されたことが分かる。他に中唐の王叡「祠漁山神女歌」にも、「根根山響答琵琶、酒濕青莎肉飼鴉（根根たる山響琵琶に答へ、

酒は青莎を湿し肉は鴉を飼ふ）」（『全唐詩』卷五〇五）とある。

小説筆記類では他に、『太平広記』卷二八四・再生二〇の「王勳」が参考になる。これは、華岳廟の女神の像に誘いかけ、罰が当たつて即死した男が、神巫の祈禱で生き返る話（出典は唐・戴孚『広異記』）であるが、蘇生した彼の科白は、次のように始まる。「我自在彼無苦、何令神巫彈琵琶」琵琶呼我爲（我自ら彼に在りて苦しみ無きに、何ぞ神巫をして琵琶を弾じて我を呼ぶを爲せる）。つまり、この神巫も琵琶を奏でて招魂の祈禱を行つており、しかもその場所が華岳廟で潼関と近いところが興味深い。『広異記』の成書は貞元五年（七八九）前後と『河東記』より半世紀ほど早いがあるいは二娘は、この神巫と同系の巫女集団に属していたのであろうか。もっとも、『朝野僉載』に見える何婆は江南洪州（江西省）の人であり、琵琶卜は南方でも行われ、北地に限られたものではなかつたようである。この他『太平広記』卷一八三・巫の「白行簡」（出典は唐・裴約『靈異記（靈異志）』）においても、行簡が見た夢の中での出来事であるが、巫女が琵琶卜を行つている。（「琵琶卜」の主な資料については、【参考】を参照されたい。）

○欠嚏 「欠」は、欠伸、あくび。「嚏」は、くしゃみ。「欠嚏」の語は他に全く見当たらず、李劍国『唐五代伝奇集』は「欠

伸」と改めるべきかとする。しかし『太平広記』の諸本に字句の異同はなく、ここはやはり原文に従いたい。「欠」はおそらく、クシヤミをする前にアクビのように口を大きく開くことを言う。『太平広記』卷三二三・神三三「葛氏婦」（出典は後周・王仁裕『玉堂閑話』）は、後梁の時代、祠廟の神将三郎君が葛周の息子の妻に恋慕して通い詰める話であるが、三郎君の来訪のくだりに「毎神將至、婦則先伸欠呵嚏、謂侍者曰、彼已至矣（神將の至る毎に、婦は則ち先づ伸欠呵嚏し、侍者に謂ひて曰く、「彼已に至れり」と）とあり、女性の「伸欠（あくび）」と「呵嚏（くしゃみ）」がその訪問の合図となっている。また女巫の行為としては、唐・温庭筠「燒歌」に「仰面呻復嚏、鴉娘咒豐歲（面を仰ぎて呻ひ復た嚏し、鴉娘豐歲を咒る）」とある（『温飛卿詩集』卷三、『全唐詩』卷五七七）のが興味深い。「鴉娘」は巫女（おそらくは黒衣なのである）を指し、歳の稔りを祈禱する彼女は、顔を上に向けて呪文を唱え、クシヤミをしている。つまり琵琶卜の巫女の「欠嚏」は、葛氏の婦人や「燒歌」の鴉娘と同様に、神霊との交感の成立を示す極めて重要な身体反応だったのである。ほかに神降ろしの儀式とは異なるが、『漢書』卷三〇・芸文志・数術略・雜占には「嚏耳鳴雜占』一六卷、『隋書』卷三四・經籍志・五行類の『雜占夢書』

の夾注には、南朝梁代の書として『嚏書』一卷の名が挙げられており、ここにもクシヤミと占いの深い結びつきが窺われる。山内昶『もののけI』（法政大学出版局、二〇〇四年）によれば、口は古代より魂の出入り口と考えられていた（六九頁）。とすれば、口を大きく開いての吸気は、神霊を体内に呼び入れる行為ではないかと想像される。また、クシヤミが出ると人が噂していると考えるのは、『詩経』にまで遡る上古からの俗信である。これを他者が自身に向けて放ったメッセージの感受と取れば、神霊との交感における巫女の「欠嚏」の意味も、おおよそ納得がゆこう。なおクシヤミの俗信については、拙論「クシヤミの俗信」（横浜国大『古典教育デザイン』4、二〇一九年三月刊行予定）を参照されたい。

○三郎 巫女に憑依した「三郎」とは、後の帰元昶の言にあるように、華岳の神（金天王）をいう。『太平広記』卷一五五・定数一〇「李固言」に「華岳三郎」の呼称が見え（出典は唐・段成式『酉陽雜俎』）、華岳神の排行が三であったことが分かる。三郎といえは、前注に引いた『玉堂閑話』の「葛氏婦」の神将と同名であるが、こちらは天齐王（泰山の東岳大帝）の祠廟に祭られており、別の神と考えられる。

○客鬼 『論衡』卷二五・解除篇に「且夫所除、宅中客鬼也（且つ夫れ除せんとする所は、宅中の客鬼なり）」の一文があり、「客

鬼」は、外から家に侵入した鬼をいう。ただ、本話では異郷にさまよう鬼の意味で用いられていると思われる。明代の用例であるが、方良永『方簡肅文集』巻一の「浙藩乞休疏」に「若不速歸、必爲客鬼(若し速やかに帰らざれば、必ず客鬼と為らん)」という。『太平広記』では他に卷三二一・鬼六「新鬼」(出典は南朝宋・劉義慶『幽明録』)、卷三四八・鬼三三「沈恭禮」(出典は唐・鄭還『博異志』)の二話に見える。うち前者には、「占云、有客鬼索食。可殺狗、並甘果酒飯于庭中祀之、可得無他(占に云ふ、「客鬼の食を索むる有り。狗を殺し、甘果酒飯を庭中に並べて之を祀るべくんば、他無きを得るべし」と)とある。なお『幽明録』の記事は、唐・法琳『辯正論』巻七にも引かれている(『大正新脩大藏經』第五二卷・史伝部四・五三八頁中段)。

○録 逮捕する。

○以蘭湯浴之 「蘭湯」は、蘭草を入れて沸かした湯。『韓非子』内儲説下六微・第三二に「一日、浴以蘭湯(一に曰く、浴するに蘭湯を以てすと)」、『楚辭』九歌「雲中君」に「浴蘭湯兮沐芳、華采衣兮若英(蘭湯に浴し芳に沐し、華采の衣英の若し)」などと見える。薬用効果があり、医書にしばしば記載がある。一例を挙げれば、唐の孫思邈『備急千金要方』巻一〇・婦人方に「澤蘭湯、治産後惡露(蘭湯に沢し、産後の惡露を治す)」、

「澤蘭湯、治産後餘疾(蘭湯に沢し、産後の余疾を治す)」、卷三八・膽腑方に「澤蘭湯、治傷(蘭湯に沢し、傷を治す)」などとある。『太平広記』では卷二二八・報応二七「滎陽氏」において、遺骸の上に厠を建てられ、汚穢に堪えられない幽鬼が次のように訴えている。「公能發某朽骨、沐以蘭湯、覆以衣衾、適於高原之上。脱能賜木皮之棺、蘋藻之奠、亦望外也(公能く某が朽骨を發かば、沐するに蘭湯を以てし、覆ふに衣衾を以てし、高原の上に適け。脱し能く木皮の棺、蘋藻の奠を賜はらば、亦た望外なり)」。底本には出典記載なし。会校本校記によれば、孫本および『太平広記詳節』は「纂異記」に作るという。『纂異記』は唐・李玫の撰。汚れを洗い清めるにも、蘭湯が適していたようである。

【原文】 4

明日又行、次赤水西。路傍忽見元昶^①。破弊紫衫、有若負而顧^②步甚重。曰、某不敢以爲羞耻、便不見二十二郎。某客鬼也。昨日之事、不敢復言。已見責於華嶽神君。巫者所云三郎、即金天也。某爲此界、不果^③閑行、受管至重。方見二十二郎。到京當得本處縣令。無足憂也。他日亦此佇還車耳。浦云、爾前所說馮六郎等^④。豈皆人也。歸曰、馮六郎名夷、即河伯、軒轅天子之愛子也。卞判官名和、即昔別足者也。善別寶、地府以爲荆^⑤

山玉使判官 軒轅家奴客⑥ 小事不相容忍 遽令某失馮六郎意。今日逆躡、實此之由。浦曰、馮何得第六。曰、馮水官也。水成數六耳。故黃帝四子、軒轅四郎、即其最小者也。

浦其年選授霍丘令、如其言。及赴官至此、雖無所覩、舛饗⑧如有物焉。出河東記。

【訓読】 4

明日 又行き、赤水の西に次る。路傍に忽ち元昶を見る。紫衫を破弊し、負ひて顧歩すること甚だ重きが若き有り。曰く、「某敢へて羞恥と為すを以て、便ち二十二郎に見えざればならず。某は客鬼なり。昨日の事、敢へて復た言はず。已に華嶽の神君に責めらる。巫者の云ふ所の三郎とは、即ち金天なり。某は此の界と為りて、閑行を果たさず、答を受くること至つて重し。方に二十二郎を見る。京に到らば当に本処の県令を得るべし。憂ふるに足る無きなり。他日 亦た此に車を還らすを待たんのみ」と。浦云ふ、「爾の前に説ふ所の馮六郎等は、豈に皆人ならんや」と。帰曰く、「馮六郎は名は夷、即ち河伯にして、軒轅天子の愛子なり。卜判官は名は和、即ち昔足を削られし者なり。善く宝を別てば、地府以て荆山の玉使判官と為せり。軒轅の家奴客は、小事も相ひ容忍せず、遽かに某をして馮六郎の意を失はせしむ。今日の逆躡は実此の由なり」と。浦曰く、「馮は何ぞ第六を得たる」と。曰く、「馮は水官なり。水

は数を成すこと六なるのみ。故より黄帝は四子にして、軒轅四郎は即ち其の最も小さき者なり」と。

浦は其の年に選ばれて霍丘の令を授かり、其の言の如し。官に赴きて此に至るに及び、観る所無しと雖も、舛饗として物有るが如し。河東記に出づ。

【訳】 4

翌日また旅をして、赤水の西に泊まったところ、道端に不意に元昶の姿が見えた。紫の上着をボロボロにして、重い物を背負つて歩くような様子であった。そして言うには、「私は、恥ずかしいからといって、貴方様にお目にかからないようなことは敢えて致しません。私は異郷に彷徨う幽鬼です。昨日の事は、改めて申し上げますが、もう華嶽の神から叱責を受けました。巫女の言う三郎とは、その金天神のことです。私はこちらの世界で、のんびりと旅行くことも果たせず、ひどく答打たれてしまいました。そこにちょうど貴方にお会いしました。都に行かれたならば、もとの任地あたりの県令の職を得られることでしょうから、御心配なさるには及びません。他日またこの地にお帰りのお車をお待ちしましょう」と。浦は「お前が先に言った馮六郎達は、皆人間なのかい？」と尋ねた。すると帰は言った、「馮六郎は名は夷で河伯、軒轅天子の愛息子です。卜判官は名は和で、むかし足切りの刑となった者です。宝玉を鑑別するの

が上手なので、冥府は荊山玉使判官に取り立てています。軒轅家の下僕や食客は、ちよつとした事も許そうとしないので、いきなり私から馮六郎の信頼を失わせたのです。この度の躓きは実にこのためです」と。浦が「馮はどうして第六の排行を得たのかね」と尋ねると、「馮は水官です。水の数は六になります。もとより黄帝は息子が四人で、軒轅四郎は、その末っ子になります」という答えであった。

浦は、その年に合格して霍丘の県令を授かることになり、彼の言った通りであった。任地に赴く途中でここに至ると、目には見えなかつたが、盛んにわき起こる気配があつて何やら物があるようであつた。『河東記』に出る。

【校記】 4

- ① 「元昶」、会校本校記に「孫本・沈本作『歸衣』」とある。この場合、「衣」は下文に連なる。
- ② 「而顧」、会校本校記に「孫本・沈本作『責履』」とある。伝奇輯校本は「責履」に作つて「負責履歩」とし、「負責、受到責罰」と注記する。
- ③ 「果」、黄本・筆記本は「敢」に作る。会校本には言及なし。伝奇輯校本は、筆記本の異同のみを指摘。
- ④ 「郎等」、会校本校記に「孫本・沈本作『軒轅』」とある。

⑤ 「荆」、黄本は、誤つて「判」に作る。会校本・伝奇輯校本は共に言及せず。

⑥ 「客」、四庫本は「因」に作る。この場合、「因」は下文に連なる。会校本・伝奇輯校本には言及なし。

⑦ 「遽」、会校本は「遂」に作り、校記に「原作『遽』。現據孫本・沈本改」という。伝奇輯校本も「遂」に改める。

⑧ 「饗」、許本・黄本・四庫本・筆記本いずれも「饗」に作る。会校本、伝奇輯校本も共に「饗」に作る。

【注】 4

○赤水 川の名。陝西省渭南県の箭谷山に源を発し、渭水に注ぐ。また、赤水鎮（赤水駅）を指す。渭南県の東にあつて赤水に臨む。『太平広記』からは六例を拾うことができ、うち卷三六一・妖怪三「秦州人」（出典は唐・張鷟『朝野僉載』）、卷四九〇・雑伝記七「東陽夜怪録」には「赤水店」とある。韋浦の旅程は、すでに華陰（華山の北）を過ぎて次第に長安に近づきつつある。

○破弊 破れてぼろぼろになる。『太平広記』卷八・神仙八「張道陵」に「衣裳破弊、面目塵垢（衣裳は破弊し、面目は塵垢たり）」（出典は晋・葛洪『神仙伝』）、卷四四九・狐三「韋明府」に「衣服破弊、流血淋漓（衣服は破弊し、流血淋漓たり）」（出典は唐・戴孚『広異記』）の用例が見える。

○紫衫 紫色の上着。「衫」は、単衣の上着、あるいは衣服の通称。「紫衫」は、隋代においては皇帝の侍従、唐代においては軍人が着用した。客鬼の帰が何故この服装であるのか不明。『太平広記』においては他に四例見られるが、いずれも着用するのは人であつて鬼ではない。

○顧歩 まわりを振り返りながら歩く。『太平広記』では他に二例、うち卷四九二・雜伝記九「靈應傳」（撰者不詳）には、「俄有一婦人、年可十七八。……容儀綽約、有絶世之貌。侍者十餘輩、皆服飾鮮潔、有如妃主之儀。顧歩徊翔、漸及臥所（俄かに一婦人の、年は十七八ほか可りなる有り。……容儀綽約として、絶世の貌有り。侍者十餘輩、皆服飾は鮮潔にして、妃主の儀の如き有り。顧歩し徊翔し、漸く臥所に及ぶ）」とある。また卷四一六・草木一一・木怪下「江叟」（出典は唐・裴鉞『伝奇』）には「舉歩甚重（舉歩甚だ重し）」の語が見える。

○某不敢以爲羞耻、便不見二十二郎 この二句、意味が取りづらく、諸訳も一定しない。北京燕山出版社本は、「我不敢認爲我羞耻、便不來見您」。天津古籍出版社本は、「我不敢因爲羞耻、便不見二十二郎」。河北教育出版社本は、「我感到很羞愧、昨天没讓你看見」。前野訳は、「手前は恥ずかしくて、二十二郎さまにあわせる顔もありません」。西本訳は下文に続けて、「某敢て以て羞耻と爲さず。便ち二十二郎に見えざるは、某客

鬼なればなり」と訓読し、「私は敢えて恥とは思わない。韋浦には会わない。私は旅の鬼である」とするが、これでは意味が通じない。つまるところ、「恥ずかしいからといって、貴方にお会いしないわけには参りません」といった解釈が妥当であろう。前野訳は、顔を合わせての心境に力点を置いた意識ということになる。

○華嶽神君 華山の神。華嶽神。『太平広記』では他に、卷三〇二・神一二の「華嶽神女」（出典は唐・戴孚『広異記』）、卷三八八・悟前生二「張克勤」（出典記載なし）に「華嶽神」の名称が見える。

○金天 華嶽神の名。唐の玄宗の先天二年（七一三）、華嶽神を封じて金天王とした。また金天神ともいう。『旧唐書』卷八・玄宗本紀上、卷三三・礼儀志三などに記事が見える。玄宗「西嶽太華山碑銘」に「加視王秩、進號金天（加ふるに王秩に視なぞらへ、進めて金天と号す）」とある（『全唐文』卷四一）。なお、この碑銘は張説の制作になるもので、『張燕公集』卷一八に同文を収める。『太平広記』では、卷三五・神仙三五「成真人」（出典は前蜀・杜光庭『仙伝拾遺』）、卷八五・異人五の「華陰店媪」（出典は南唐・徐鉉『稽神録』）、卷一五五・定数一〇「李固言」（出典は唐・段成式『西陽雜俎』）、卷一八三・貢奉六「鄭昌圖」

（出典は後周・王仁裕『玉堂閑話』）などを始めとして、十二話にその名が見える。

○某爲此界、不果閑行 この箇所もすつきり読み取れない。「閑行」は、のんびりと行く、間歩。『太平広記』では他に一例、卷四三・神仙四三「盧山人」に「盧生到復州、又常與數人閑行、途遇六七人盛服、俱帶酒氣逆鼻（盧生復州に到り、又た常て數人と与に閑行するに、途に六七人の盛服し、俱に酒氣を帯びて鼻に逆らふに遇へり）」とある（出典は唐・段成式『酉陽雜俎』）。

「私はこの世の者となったが、（騒ぎを引き起こしてしまい）のんびりとした旅が果たせなかつた」といった意味であらうか。

参考までに現代中国語訳の該当箇所を示しておく、北京燕山出版社は、「我到此界、不能再閑走了」。天津古籍出版社本は、「我是此地界的、不敢果決閑走」。河北教育出版社は、「我来到陽間干了不少坏事」。前野訳は「手前はこの地方をぶらぶらしていたというので」。西本訳は「私は冥界に属して、鞭打ちの刑を受けること至つて重いとときに、……」とあり、「不果閑行」の四字が訳されていない。

○受答 ムチの刑罰を受ける。ムチで叩かれる。『史記』卷八九・張耳・陳余列伝に「兩人相對、里吏嘗有過答陳餘。陳餘欲起、張耳躡之、使受答（兩人相ひ對するに、里吏嘗て過ち有りて陳余を答うたんとす。陳余起たんと欲するに、張耳之を躡み、

答を受けしむ）」とある。常見の語で、「受答至重」も格別珍しい表現とは思われないが、意外に用例が見当たらない。

○本處 もとの場所、土地。韋浦が士曹の任に在った寿州を指す。『太平広記』には十例以上、うち卷四四・神仙四四の「蕭洞玄」は、『河東記』の作品である。

○縣令 県の長官。

○無足憂 憂うるに足りない。心配することはない。常用の語で、『太平広記』では卷三五・鬼三六の「邢群」に「先是群聞瑄病。及見來、甚喜曰、向聞君疾、亦無足憂。瑄曰、某嘗病、今則愈矣。然君之疾、亦無足憂。不一二日、當聞耳（是より先に群は瑄の病めるを聞く。來たるを見るに及びて、甚だ喜びて曰く、「向に君の疾を聞くも、亦た憂ふるに足る無し」と。瑄曰く、「某嘗て病めるも、今は則ち愈えたり。然れども君の疾も亦た憂ふるに足る無し。一二日ならずして、當に聞ゆるべきのみ」と）」、同卷の「李重」に「白衣者曰、卦成矣。郎中之病、固無足憂、當至六十二。然亦有災（白衣の者曰く、「卦成れり。郎中の病は、固より憂ふるに足る無く、當に六十二に至らん。然れども亦た災有り」と）」とある（出典は共に唐・張詠『宣室志』）。

○佇還車 お帰りの車をお待ちしましょう。「還車」は、車をめぐらせて帰る。帰還の車。古く『詩経』邶風の「泉水」に「載

脂載牽、還車言邁すなは（載ちあふひ脂さし載ち牽さし、車を還めぐらせて言こに邁ゆく）、「史記」卷七五・孟嘗君列伝に「秦之使者聞孟嘗君復相齊、還車而去矣（秦の使者孟嘗君の復た齊に相たるを聞き、車を還らせて去れり）」とあるなど、珍しい語ではないが、『太平広記』ではこの一例のみ。「佇」は、待つ。

○馮六郎名夷、即河伯 「馮夷」は、河伯すなわち河の神の名。早くは『莊子』大宗師篇や『楚辭』卷五「遠遊」などに見える。

また、西晋・張華『博物志』卷七・異聞には、「馮夷華陰潼郷人也。得仙道、化爲河伯（馮夷は華陰潼郷の人なり。仙道を得て、化して河伯と爲る）」とある。やや時代を降つて東晋・干宝『搜神記』卷四では、「宋時弘農人馮夷、華陰潼郷隄首人也。

以八月上庚日、渡河溺死、天帝署爲河伯、……（宋時の弘農の人馮夷は、華陰潼郷隄首の人なり。八月上庚の日を以て、河を渡りて溺死し、天帝署して河伯と爲し、……）」となつてゐる。いづれにしても、華陰潼郷の人ということ、この話の舞台と符合する。ただ、後文で解き明かされる「六郎」の呼称の謂われは、他の文献には見当たらない。（『永樂大典』卷七三三八・郎には、「馮六郎」の項目が設けられているが、本話を節引するのみ。）

○卞判官名和、即昔別足者也 卞和は、周代の楚の人。玉璞を得て最初は楚の厲王に、次に周の武王に献上したが、詐りとさ

れて二度にわたり刑（足切りの刑）に処された。文王が即位し、璞を抱いて泣き明かしている卞和のことを聞き及び、これを磨かせてみると果たして宝玉を得た。『韓非子』卷四・和氏第一三に見える話で、「卞和泣玉」「和氏之璧」として知られる。漢・王充『論衡』卷一五・變動篇にも、「卞和獻玉、別其兩足（卞和玉を獻じ、其の兩足を別きらる）」とある。

○別寶 宝を見分ける、鑑定する。『太平広記』卷四〇〇・宝一・金上「成弼」に「後有婆羅門、號爲別寶。帝入庫遍閱。婆羅門指金及大毯曰、唯此二寶耳（後に婆羅門の別宝を為すと号する有り。帝庫に入れて遍く閱けみさしむ。婆羅門金及び大毯を指さして曰く、「唯だ此の二宝のみ」と）とある（出典は唐・戴孚『広異記』）。

○地府 死者を裁く地下世界の役所。冥府。『太平広記』中の用例は多く、卷一〇一・釈証三の「韋氏子」（出典は唐・李復言『続玄怪録』）を始めとして、三十話以上に見える。

○荆山 山の名。卞和得玉の故事で知られるのは、湖北省南漳県の西にある荆山。『太平寰宇記』卷一四五・山南東道・襄州によれば、卞和はこの山で玉を得たという。ただ、荆山と称する山は多く、実は河南省閩郷にも存在する。例えば『太平広記』では、【注】1「閩郷」に挙げた卷四一六・草木一一・木怪下「江叟」に「數日、到閩郷荆山中、……（數日にして、閩郷の

荆山中に至り、……)とある(出典は唐・裴鉞『伝奇』)。ほかに韓愈の「次潼關先寄張十二閣老使君」には、「荆山已去華山來、日出潼關四扇開(荆山已に去りて華山來り、日は潼關を出て四扇開く)」の句が見え(『韓昌黎文集』卷一〇、『全唐詩』卷三四四)、『太平広記』卷一三八・徵応四・人臣休徵「裴度」には、一部字句を変えてこの詩が引かれている(出典は唐・康駟『劇談録』)。馮六郎が帰元昶を従え、軒轅四郎と共に闕郷にやつてきたという話の設定からすれば、卞判官の任地は湖北省の荆山ではなく、この闕郷の荆山と考えるべきであろう。

また『史記』卷二二・孝武本紀および卷二八・封禪書には、「黃帝采首山銅、鑄鼎於荆山下(黃帝首山の銅を採りて、鼎を荆山の下に鑄す)」とあり、荆山は黃帝が鼎を鑄造した軒轅氏ゆかりの山でもある。もともと南朝宋・裴駟『史記集解』が引く晋灼の説では、首山は河東の蒲坂、荆山は馮翊の懷徳県とされ、所在はまた別ということになるが、いずれにしても「荆山」は、本話の舞台である闕郷、元昶が語る卞和や黃帝軒轅氏と結びつく、格好の山名であったと言える。作者の薛漁思は、これを巧みに利用したと考えられる。

○軒轅家奴客 「家奴客」は、『南齊書』卷二九・陸澄伝に「沈憲等、坐家奴客爲劫子弟被劫(沈憲等、家奴客の子弟を劫かすを爲すに坐して効せらる)」の用例が見える。家の奴僕や食客の

意味であろう。ただ校記に示したように、四庫本は「軒轅家奴因小事……」に作っており、これならば「家奴」、すなわち家の奴僕ということになる。

○小事不相容忍 些細なことに我慢ができません。「小事」は、取るに足りないこと、些細なこと。「容忍」は、我慢して許す。いずれも常用の語であるが、『太平広記』では「容忍」はこの一例のみ。

○迺蹟 困難に遭い、行きなやみ、つまずく。唐・元結『篋中集』に収める沈千運「濮中言懷」に「栖栖去人世、迺蹟日窮迫(栖栖として人世を去り、迺蹟して日に窮迫す)」の句が見える。『全唐詩』卷二五九では、「屯蹟」に作る。また、張説「贈戸部尚書河東公楊君神道碑」に「見咎彼五績之摧頹、此三黜之迺蹟、出爲常州刺史(彼の五績の摧頹、此の三黜の迺蹟を咎められ、出でて常州刺史と爲る)」とある(『文苑英華』卷八九五、『全唐文』卷二二五)。

○水官 水中の世界を治める神。古く「水官」は、龍を司る上古の五行官の一(『春秋左氏伝』昭公二十九年)、治水や魚税を司る役人(『後漢書』百官志五)などとされるが、道教においては、天、地、水の三神官の一に数えられる。『太平広記』では、卷七二・道術一「許君」に「暇日徐歩庭砌、聞空中言曰、許君許君、速詣水官求救。不然、卽有不測之變(暇日庭砌を徐

歩するに、空中の言を聞くに曰く、「許君よ許君よ、速やかに水官に詣りて救ひを求めよ。然らずんば、即ち不測の變つみ有らん」と（「出典は前蜀・杜光庭『録異記』」）とあるのを始めとして、他に三話に見える。

○水成數六 水は、五行説による天数では六になる。『春秋左氏伝』莊公十四年の「初、内蛇與外蛇鬪於鄭南門中、内蛇死。六年而厲公入（初め、内蛇外蛇と鄭の南門中に鬪ひて、内蛇死す。六年にして厲公入る）」に附された唐・孔穎達の正義に「服虔云、蛇北方水物。水成數六、故六年而厲公入（服虔云ふ、蛇は北方の水物なり。水の数を成すは六なれば、故に六年にして厲公入る）」とある。また『管子』卷二・幼官第八の「三寒同事。六行時節、君服黑色、……（三寒には事を同じくす。六行の時節には、君は黒色を服し、……）」の唐・房玄齡注に「水成數六、水氣行、君則順時節而布政也（水は数を成すこと六なれば、水氣行はるれば、君は則ち時節に順ひて政を布くなり）」とある。また宋代の文献となるが、魏了翁『西山読書記』卷二八・五行に次のように言う。「五行之體、水最微爲一、火漸著爲二、木形實爲三、金體固爲四、土質大爲五、大劉與顧氏、皆以爲水火木金得土數而成、水成數六、火成數七、木成數八、金成數九、土成數十、義亦然也（五行の体、水は最も微にして一たり、火は漸く著はれて二たり、木は形実ちて三たり、金は体固くして

四たり、土は質大にして五たり、大劉と顧氏とは、皆以為へらく水火木金は土数を得て成れば、水は数を成すこと六、火は数を成すこと七、木は数を成すこと八、金は数を成すこと九、土は数を成すこと十なり、と。義亦た然るなり」。

○黄帝四子 黄帝に四子があつたとする説については、未詳。黄帝には四人の妃がいたと言われ、『太平御覽』卷一三五・皇親部が引く『帝王世紀』には、「黄帝四妃、生二十五子」とある。あるいは「四妃」が誤つて「四子」と伝えられたものであろうか。

○霍丘 県名。安徽省六安市の北。現在の霍邱県は六安市中の北に位置し、ここが唐代の霍丘に当たると思われる。長安から東南の霍丘に赴任する際、東に向かうコースを取れば、再び赤水を通ることになる。韋浦が土曹を務めた寿州も現在の六安市中の北に位置し、霍邱に隣接する。

○胎蠶 「胎蠶」にも作り、こちらが一般的。響きが四方に広がること。あるいは蚊のような湿性の小虫が多く群がり起こるさま。転じて、盛んに起こるさま。『漢書』卷五七上・司馬相如伝上に引く「天子游獵賦」に「胎蠶布寫、唵菱唼莛（胎蠶として布写し、唵菱唼莛たり）」の句があり、顔師古の注は「胎蠶、盛作也（胎蠶とは、盛んに作おこるなり）」と説明する。また、晋・左思「蜀都賦」の「景福胎蠶而興作（景福胎蠶として興作

す」など（『文選』巻四）。唐・施肩吾「太羹賦」には、「臍饗降靈」の語が見える（『文苑英華』巻五七・禋祀四）。ただし、『全唐文』巻七三九では「臍饗」に作る。

○如有物 何かがいるようだった。『太平広記』では他に五例、いずれも何やら怪しいものがある気配の描写に用いられている。例えば、巻三五九・妖怪一の「懷瑤」に「懷以杖刺之、入數尺、覺如有物。及掘視之、得犬、雌雄各一。目猶未開、形大於常犬也（懷杖を以て之を刺すに、入ること數尺にして、物有るが如きを覺ゆ。掘りて之を視るに及ぶや、犬の雌雄各おの一なるを得たり。目は猶ほ未だ開かず、形は常犬よりも大なり）」（出典は晋・干宝『搜神記』）、同巻の「郭氏」に「畢修之外祖母郭氏、嘗夜獨寢。喚婢、應而不至。……俄見屏風上有一面、如方相。……郭氏道精進、一心至念、凡物乃去。久之、婢輩悉來、云、向欲應 如有物鎮壓之者 體輕便來（畢修の外祖母の郭氏、嘗て夜に独り寝ぬ。婢を喚ぶに、応ずるも至らず。……俄に屏風上に一面の方相の如き有るを見る。……郭氏精進を道ひ、一心に至念するに、凡そ物乃ち去れり。之を久しうして、婢輩悉く来たりて、云ふ、「向にむかに應ぜんおこと欲するも、物の之を鎮圧するが如き有り。体軽くなりて便ち来たれり」と）」（出典は南朝宋・劉義慶『幽明録』）などがある。

【参考】

○琵琶卜

琵琶による占いの早い事例として挙げた東晋・荀氏『靈鬼志』の話は、『太平広記』巻三二二・鬼七「蠻兵」に同書を出典として引かれ、次のような内容である。

南平國蠻兵、義熙初、隨衆來姑熟。便有鬼附之、聲啾啾細長、或在檐宇之際、或在庭樹上。若占吉凶、輒先索琵琶、隨彈而言。於時郗倚爲府長史、問當遷官、云、不久持節也。尋爲南蠻校尉。予爲國郎中、親領此土。荊州俗語云、是老鼠所作。名曰鬼侯。

南平国（晋の南平郡を指すか？現在の湖北省内の地）の蛮兵、義熙（東晋・安帝、四〇五〜四一八）の初めに、衆を随へて姑熟（安徽省）に来たる。便ち鬼の之に附す有り、声は啾啾として細く長く、或いは檐宇の際に在り、或いは庭樹の上に在り。吉凶を占ふが若く、輒ち先づ琵琶をもと索め、弾ひくに随ひて言ふ。時に於て郗倚府の長史た為りて、当に官を遷るべきかを問ふに、云ふ、「久しからずして節を持するなり」と。尋いで南蛮校尉と爲る。予国の郎中為りて、親しく此の土を領す。荊州の俗語に云ふ、「是れ老鼠の作す所なり」と。名づけて鬼侯と曰ふ。

巫女ではなく、蛮兵に鬼が憑依した話であるが、琵琶を奏でて吉凶を占う方法は『朝野僉載』の何婆や阿來婆と同じで、これが唐代の琵琶トへと発展していったと考えられる。（この蛮兵の話は、南朝宋の劉敬叔『異苑』巻六にも収められ、若干の字句の異同が見られる。）

唐の張鷟が『朝野僉載』巻三に残した、何婆と阿來婆の二つの記事は、次の通り。

浮休子張鷟爲德州平昌令、大旱。郡符下令以師婆、師僧祈之、二十餘日無效。浮休子乃推土龍倒、其夜雨足。江淮南好鬼、多邪俗、病即祀之、無醫人。浮休子曾於江南洪州停數日、遂聞土人何婆善琵琶ト、與同行郭司法質焉。其何婆士女填門、餉遺滿道、顔色充悦、心氣殊高。郭再拜下錢、問其品秩。何婆乃調弦柱、和聲氣曰、箇丈夫富貴。今年得一品、明年得二品、後年得三品、更後年得四品。郭曰、阿婆錯、品少者官高、品多者官小。何婆曰、今年減一品、明年減二品、後年減三品、更後年減四品、更得五六年總沒品。郭大罵而起。

浮休子張鷟德州平昌の令為りしとき、大旱あり。郡符令を下し師婆、師僧を以て之を祈るも、二十余日効無し。浮休子乃ち土龍（雨乞い用の土製の龍）を推して倒すに、其の夜雨足る。江淮の南は鬼を好み、邪俗多く、病めば即ち

之を祀り、医人無し。浮休子曾て江南の洪州に於いて停まること数日、遂に土人の何婆の琵琶トを善くするを聞き、同行の郭司法と与に焉を質さんとす。其の何婆は士女門を填め、餉遺道に満ち、顔色充悦し、心気殊に高し。郭再拜して錢を下し、其の品秩を問ふ。何婆乃ち弦柱を調べ、声氣を和して曰く、「箇の丈夫は富貴なり。今年一品を得、明年二品を得、後年三品を得、更に後年に四品を得ん」と。郭曰く、「阿婆錯れり、品少きは官高く、品多きは官小さし」と。何婆曰く、「今年一品を減じ、明年二品を減じ、後年三品を減じ、更に後年に四品を減じ、更に五六年を得て総て品を没せん」と。郭大罵して起つ。

崇仁坊「方」阿來婆彈琵琶ト、朱紫填門。浮休子張鷟曾往觀之、見一將軍、紫袍玉帶甚偉、下一疋綉綾、請一局ト。來婆鳴弦柱、燒香、合眼而唱、東告東方朔、西告西方朔、南告南方朔、北告北方朔、上告上方朔、下告下方朔。將軍頂禮既、告請甚多。必望細看、以決疑惑、遂即隨意支配。崇仁坊の阿來婆は琵琶を弾きてトひ、朱紫門を填む。浮休子張鷟曾て往きて之を觀るに、一將軍の、紫袍玉帶して甚だ偉なるが、一疋の綉綾を下して、一局のトを請ふを見る。來婆弦柱を鳴らし、香を燒き、眼を合して唱ひ、「東のかた東方朔に告げ、西のかた西方朔に告げ、南のかた南

方朔に告げ、北のかた北方朔に告げ、上のかた上方朔に告げ、下のかた下方朔に告げん」と。將軍頂礼を既もはり、告請すること甚うかがだ多し。必ず望うかがひて細看し、以て疑惑を決し、遂に即ち意に随ひて支配す。

琵琶卜の様子が具体的に記されていて興味深い。なお『朝野僉載』のこの話は、『太平広記』卷二八三・巫に「何婆」「來婆」と題して収録され、若干の字句の異同が見られる。

また『太平広記』同卷の「白行簡」（出典は唐・裴約『靈異記（靈異志）』）においても、行簡が見た夢の中の出来事であるが、巫女が琵琶卜を行っている。

唐郎中白行簡、太和初、因大醉、夢二人引出春明門。至一新塚間、天將曉而回。至城門、店有鬻餅飢餓者。行簡餒甚、方告二使者次、忽見店婦抱嬰兒。使者便持一小土塊與行簡、令擊小兒。行簡如其言擲之、小兒便驚啼悶絕。店婦曰、孩兒中惡。令人召得一女巫至。焚香、彈琵琶召請曰、無他故、小魍魎爲患耳。都三人、一是生魂、求酒食耳、不爲祟。可速作飢餓、取酒。逡巡陳設。巫者拜謁、二人與行簡就坐、食飽而起。小兒復如故。行簡既寤、甚惡之。後逾旬而卒。

唐の郎中の白行簡は、太和の初め、大酔に因りて、二人の引きて春明門を出づるを夢む。一新塚の間に至るに、天

は將に曉けんとし而して回る。城門に至るに、店に餅飢餓を鬻ぐ者有り。行簡餓甚だしければ、方に二使者に告ぐる次、忽ち店婦の嬰兒を抱くを見る。使者便ち一小土塊を持ちて行簡に与へ、小兒を撃たしむ。行簡其の言の如く之に擲つに、小兒は便ち驚き啼きて悶絶す。店婦曰く、「孩兒惡に中る」と。人をして一女巫を召し得て至らしむ。香を焚き、琵琶を弾じて召請して曰く、「他故無し、小魍魎の患を爲すのみ。都て三人、一は是れ生魂にして、酒食を求むるのみにして、祟りを爲さず。速やかに飢餓を作り、酒を取るべし」と。逡巡にして陳設す。巫者は拜謁し、二人は行簡と与に坐に就き、食飽きて起つ。小兒は復た故の如し。行簡既に寤め、甚だ之を惡む。後逾旬にして卒す。この他、占いの際に演奏される樂器を「胡琴」とする話もある。『太平広記』卷二八三・巫部の「許至雍」（出典は唐・裴約『靈異記』）には、男巫趙十四が許至雍の亡妻の魂を招く、次のような場面がある。

……遂擇良日、於其内、洒掃焚香、施牀几於西壁下。於簷外結壇場、致酒脯、呼嘯舞拜、彈胡琴。至夕、令許君處於堂内東隅、趙生乃于簷下垂簾臥。不語。至三更、忽聞庭際有人行聲。趙生乃問曰、莫是許秀才夫人否。聞吁嗟數四、應云、是。

……遂に良日を択び、其の内に於いて、洒掃焚香し、牀几を西壁の下に施す。簷外に於いて壇場を結び、酒脯を致し、呼嘯舞拜して、胡琴を弾ず。夕に至り、許君をして堂内の東隅に処らしめ、趙生は乃ち簷下に簾を垂れて臥す。語らずして、三更に至り、忽ち庭際に人有りて行く声を聞く。趙生乃ち問ひて曰く、「是れ許秀才の夫人なること莫きや否や」と。吁嗟すること数四なるを聞き、応へて云ふ、「是なり」と。

これは招魂の儀式であつて占いではなく、夫人の霊が現れるのも時間を経た真夜中であるが、室内を清め香を焚き供物を供えるなど、準備の具体的な叙述が参考にならう。なお「胡琴」は、古くは北方・西北方の異民族から伝来した弦楽器の総称で、琵琶もその中に含まれ、唐代においては琵琶を指しても用いられる（『漢語大詞典』第六冊、一二二五頁）。

また卷三〇七・神部一七の「裴度」（出典は唐・盧肇『逸史』）には、家人の病気の際、裴度に呼ばれた女巫の振舞いが次のよう描写されている。

後爲太原節度。家人病。迎女巫視之。彈胡琴。顛倒良久、蹶然而起曰、……
後に太原節度と爲る。家人病み、女巫を迎へて之を視しむ。胡琴を弾き、顛倒すること良久しくして、蹶然として起ちて曰く、……

こうした資料から、この占術あるいは巫術の、唐代における盛行が窺われよう。なお、高国藩『中国民俗探微―敦煌巫術与巫術流變』（河海大学出版社、一九九三年）第四章第二節「巫術的樂器」の六二―六四頁、および同『中国巫術通史』（鳳凰出版社、二〇一五年）第十八章第二節「武則天、唐中宗信巫術」四八六―四八九頁に、唐代の琵琶卜が取り上げられている。太平広記研究会「『太平広記』訳注（七）―卷二百八十三「巫付」厭呪―」（広島中国文学会『中国学研究論集』第一六号、二〇〇六年）の「まとめ」にも、琵琶卜についての言及がある（九九―一〇〇頁「3 巫術の方法」）。また、拙稿「琵琶占い」（『横浜国大言語研究』第三七号、二〇一九年三月刊行予定）において、やや詳しく論じた。

○「韋浦」収録文献

李劍国『唐五代志怪伝記叙録（増訂本）』（中華書局、二〇一七年）によれば、本話を収録する文献としては、他に左記のものがある。

- 明・陳耀文『天中記』卷九・水「六郎」（節引）
 - 明・解縉等『永樂大典』卷七三二八・郎「馮六郎」（節引）
- （岡田 充博）